

第四十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)
午前十時四十分開議

専門員 抜井 光三君

出席委員

委員長 白井 莊一君
理事 嶋田 宗一君 理事 毛利 松平君
理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君
理事 堀 昌雄君

出席委員

天野 公義君 伊藤 五郎君
岡田 修一君 金子 一平君
川村 善八郎君 久保田 藤麿君
田澤 吉郎君 田中 榮一君
田中 正巳君 高見 三郎君
濱田 幸雄君 藤井 勝志君
藤枝 泉介君 古川 丈吉君
坊 秀男君 佐藤 觀次郎君
田原 春次君 坪野 米男君
芳賀 貢君 広瀬 秀吉君
藤原 豊次郎君 武藤 山治君
横山 利秋君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵 大臣 田中 角榮君
大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

出席政府委員

大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

出席政府委員

大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

出席政府委員

大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

出席政府委員

大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

出席政府委員

大蔵 政務次官 原田 憲君
大蔵 事務官 上林 英男君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君
大蔵 事務局(主計局法規課) 村山 達雄君
大蔵 事務局(主計局法規課) 稲益 繁君

二月十八日
委員 藤井勝志君及び芳賀貢君辭任につきその補欠として水田三喜男君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 水田三喜男君及び横路節雄君辭任につき、その補欠として藤井勝志君及び芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

二月十八日
關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

同日
關稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日
關稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日
關稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日
關稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日
關稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

施行地にその源泉があるもの(その者が同法の施行地にあるその者の条約第二項第一項に規定する恒久的施設を通じて行なう事業に關連して生ずるものを除く)に對する同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当に對する申告納税に係る所得税額の軽減)

第三條 所得税法第一條第八項第一号又は法人税法第一條第四項第一号に掲げる事業を有するニュー・ジラランドの居住者が前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五に相當する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に對する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第九七号)

又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。
(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二條に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日

本國とニュー・ジブラルタとの間の条約を実施するため、ニュー・ジブラルタの居住者が支払を受ける配当に對する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

關稅定率法等の一部を改正する法律案

關稅定率法等の一部を改正する法律案

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「第八條まで」の下に「及び第九條の二第二項」を加える。

第六條中「第九條の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第九條の二第一項第二号中「この項」を「この条に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「別表」を「法律により税率」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号」に改め、「措置の補償」の下に「又は前項の外國においてとられた措置に對する對抗措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外國において一般協定第十九條1(特定の貨物の輸入に對する緊急措置)の規定により特定

貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合において、一般協定第十九條3(a)(緊急措置に對する措置)又は(b)(急迫した事態における緊急措置に對する措置)に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物(一般協定第十九條3(a)の規定による措置をとる場合には、国及び貨物)を指定して、次の措置をとることができる。

一 当該貨物につき、別表の税率による關稅のほか、当該輸入される貨物の課稅價格と同額以下の關稅を課すること。

二 当該貨物につき、關稅及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書その他これにより適用される一般協定に基づく条約において關稅の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率(前号の措置がとられている場合には、同号の關稅を含む率)の範圍内の税率による關稅を課すること。

第九條の二に次の一項を加える。

5 第一項又は第二項の措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

第十三條第一項第一号中「及び大豆油かす」を「大豆油かすその他政令で定める原料品」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項中「届けて出た」の下に「そのつど又は隨時」を加え、同項後段を削り、同条第六項各号列記以外の部分中「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき」を「製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十三條に次の一項を加える。

8 第一項の規定により製造工場承認を受けた者は、当該製造工場の延坪数、承認の期間及び当該製造工場に係る税關の事務

の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税關に納付しなければならない。

第十七條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 國際的な規模で開催される政令で定める運動競技会において使用される物品で政令で定めるもの

第十七條第三項及び第十七條の二第三項中「第十三條第六項」を「第十三條第七項」に改める。

第十八條第一項中「が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないもの」を「に使用されるもの」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三條第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内」とあるのは、「第十八條第一項の規定により關稅の免除を受けた貨物は、同項の規定により税關長の承認を受けた期間内」と読み替えるものとする。

第十八條第三項ただし書中「同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若し

くは修繕を完了した日から二年を経た場合を削り、「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「貨物を同項に規定する用途以外の用途に供したとき」を「貨物について前項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに当該貨物を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又は当該貨物による船舶の建造若しくは修繕の完了した日から二年以内に当該貨物を

を当該船舶の用以外の用に供したとき」に改める。
第十九条第二項中「第五項まで」を「第六項まで及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第

十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、又は輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡

してはならない」と読み替えるものとする。
第十九条第三項中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに当該貨物を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。
第十九条第四項第二号及び第三号中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改める。

る用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに当該貨物を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。
第十九条第四項第二号及び第三号中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改める。

別表第八〇一号中 一 パナナ

- (一) パナナ
- (二) 干しパナナ

改める。

同表第一三類注(1)中「しよ糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び」を削り、同表第二七〇三号の品名の欄中「凝結したもの」を「ビトリター及び凝結したもの」に改め、同表第二七四号の品名の欄中「及び石油コークス並びにベトリウムガムその他の石油のかす及び」を「石油コークス及びベトリウムガムその他の石油のかす並びに」に改め、同表第二八二〇号を次のように改める。

- 二八二〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ
 - 一 酸化アルミニウム 一五%
 - 二 水酸化アルミニウム 一五%
 - 三 溶融アルミナ 一五%

同表第二八二八号中

- (一) 乾燥状態における純度が重量比で九五%をこえるもの
- (二) その他のもの
- イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
- ロ その他のもの

三〇%を	三〇%に	二〇%に	一五%	無税	一五%
------	------	------	-----	----	-----

三 三酸化モリブデン 改める。

同表第二九一四号中

- 三 酢酸エステル
 - (一) 酢酸アルミ、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル
 - (二) その他のもの

改め、同号の品名の欄中「及び一七アルファヒドロキシニ一一アセトキシプレグナン一三・一一・二〇トリオン」を「一七アルファヒドロキシニ一一アセトキシプレグナン一三・一一・二〇トリオン及び四ブロム一七アルファヒドロキシニ一一アセトキシプレグナン一三・一一・二〇トリオン」に改め、同表第三四〇四号の品名の欄中「溶剤を含む」を「溶剤を含有する」に改め、同表第三五〇三号の品名の欄中「長方形のもの、着色したもの及び型押しその他の表面加工をしたものを含む」を「長方形のもの、着色又は型押しその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない」に改め、同表第三七〇一、第三七〇二、第三七〇三、第三七〇四の品名の欄中「撮影又は焼付け」を「露光」に改め、同表第四二類注(1)中「第七一類又は第九八〇一に掲げる身辺用模造細貨類、ボタンその他の物品」を「第九八〇一に掲げるボタンその他の物品及び第七一類に該当するこれらの物品」に改める。

同表第四四〇五号及び第四四一三号中

- 四 その他のもの
- 五 その他のもの

一〇%を	二五%	二〇%	二五%	無税	一〇%を
------	-----	-----	-----	----	------

同表第五九類注(1)中「以下のもの及び」の下に「その他のものにあつては」を加える。

同表第七五〇一号中

「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず
一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

中間生産物

無税

「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む）、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず
一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

（一）粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）
（二）その他のもの

一五％
無税

改める。

同表第八一〇一号の税率の欄中「一五％」を「二〇％」に改め、同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第十一号中第十三条第六項を「第十三条第七項」に改める。

第六十条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税額」を「延滞税の額」に改める。

第八十九条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。

第一百二十二条の次に次の一条を加える。

第一百二十二条の二 関税定率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百七条中「第一百十三条の二」を「第一百十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第一百十三条の二」に改める。

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、同条第三項第一号中第十二条第二項を「第十二条の二第二項」に改める。

第七条の二及び第七条の三中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「同号に掲げる揮発油」の下に「、燈油若しくは軽油」を加え、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み原油等から本邦において製造された原油（関税納付済みの輸入原油を混合したものを含む。）につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき二百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

（電力業等用の重油に係る関税の特別還付）

第七条の六 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの（以下「特別事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入原油又はこれらを混合した重油（以下「関税納付済み重油」という。）を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十九年三月三十一日までに当該事業場の用に供した場合には、次に掲げる要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その事業場の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み重油に係る関税納付済み原油等又は関税納付済みの輸入原油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額（以下「関税特別還付金」という。）をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで（以下「昭和三十八年度」という。）においてその事業場の用に供するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別事業者の関税特別還付金の還付を受けるため必要な国産石炭の購入数量として定める数量（以下「特別還付を受けるための必要な購入数量」という。）以上であつたこと。

二 当該特別事業者が、昭和三十八年度においてその事業場の用に供するため購入した国産石炭で、特別還付を受けるため必要な購入数量の範囲内で大蔵大臣がその者の負担増加の算出のための基礎として定める数量をこえるものを購入したことにより、燃料費その他政令で定める費目につき直接の負担増加を被つたこと。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み重油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち前条第二項の規定に係るもの以外の一キロリットルにつき三百二十円及び関税納付済みの輸入原油の負担する関税のうち一キロリットルにつき九十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

3 特別事業者は、政令で定めるところにより、昭和三十八年度における国産石炭の購入計画を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。その購入計画を変更しようとするときも、同様とする。

4 第七条の四第二項の規定は、第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けようとする者について準用する。

5 税関長は、特別事業者が第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けることが確実であると認められる場合には、政令で定めるところにより、昭和三十八年度において当該特別事業者が同項の事業場でその事業の用に供した関税納付済み重油につき、同項に規定する率の範囲内で政令で定める率により算出した金額を、関税特別還付金の一部として当該特別事業者に還付することができる。

同表第二五〇四号中

「一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第一八五号)第一七条に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの

一〇%
昭和三十七年
九月三〇日

削り、同表第二五二三号を次のように改める。

二五二三

パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然鉱物材料のうちエメリー及びコランダム以外のもの

(1) ガーネット

イ 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

無税
昭和三十九年
三月三十一日
一キログラムにつき一〇円
無税
昭和三十九年
三月三十一日

同表第二五二三号の次に次のように加える。

二五一九

マグネサイト(焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。)

一 マグネシウムクリンカー

「四 マンガン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

同表第二六〇一号中

五 タングステン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

無税
一〇%

を

を

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

六 モリブデン鉱
(一) その他のもの

無税
昭和三十七年
九月三〇日
一キログラムにつき八七円

無税
昭和三十九年
三月三十一日
一・五%
昭和三十九年
三月三十一日

無税
昭和三十九年
三月三十一日
乾燥重量
一トンにつき
四〇〇円
昭和三十九年
三月三十一日

改める。

同表第二七〇四号を削り、同表第二七二〇号の前に次のように加える。

二七〇九

石油(原油に限る。)

リットルにつき
四〇円
昭和四〇年
三月三十一日

同表第二七二〇号を次のように改める。

二七二〇

石油(原油を除く。及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

一 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)	
四 重油及び粗油	
イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロにつき六四〇円 昭和四〇年三月三十一日
(これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条(保税工場の許可)に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号(原料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)	
(2) その他のもの	一キロにつき五五〇円 昭和四〇年三月三十一日
ロ 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロにつき四〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
(2) その他のもの	一キロにつき三〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
ハ 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロにつき四〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
(2) その他のもの	一キロにつき三〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
五 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
ロ その他のもの(うち伸張油(温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。))	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロにつき六〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
(2) その他のもの	一キロにつき六〇〇円 昭和四〇年三月三十一日
無税	昭和三十九年三月三十一日

同表第二七二四号を次のように改める。	
二七二四	石油ピッチ、石油アスファルト、石油コークス及びベトリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物
二	石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの
無税	昭和三十九年三月三十一日
同表第二八〇五号中「四 金属リチウム	
削り、同表第二八一八号を次のように改める。	
二八一八	マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二	その他のもののうちマグネシヤクリンカー
(1)	昭和三十八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの
(2)	(1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの
無税	昭和三十九年三月三十一日
同表第二八一九号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。	
二八二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ
一	酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの
五%	昭和三十九年三月三十一日
同表第二八二七号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。	
二八二八	三 酸化モリブデン
(一)	その他のもの
無税	昭和三十七年九月三十日
五 その他のもの(うち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの)	
一キログラムにつき一八〇円	昭和三十九年三月三十一日
改める。	
同表第二八二九号を削り、同表第二八四二号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第二八四三号、第二八五七号及び第二九〇二号を削り、同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同	

表第二九一六号を次のように改める。

二九一六 アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 アルコール酸及びその誘導体

(一) 酒石酸

(二) くえん酸

(三) くえん酸カルシウム

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(四) その他のもののうちコロール酸

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九二七 ニトリル官能化合物

三 その他のもののうちイソプロチロニトリル

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

七 その他のもののうち次に掲げるもの

(1) キノリン

(2) 一・三・ジメチル一・二・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

同表第二九三五号中

七 その他のもののうち一・三・ジメチル一・二・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

改める。

同表第三一〇二号を削り、同表第三一〇三号及び第三一〇五号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第三一〇七号、第三一〇九号及び第三一〇一〇号を削り、同表第三一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第三一〇一〇号及び第四二〇四号を削り、同表第四二〇五号を次のように改める。

四四〇五

板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

無税 昭和三十九年三月三十一日までに政令で定める日

同表第四四〇五号の次に次のように加える。

四四一三

かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材（寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

無税 昭和三十九年三月三十一日までに政令で定める日

同表第四四一八号及び第五六〇三号を削り、同表第六二〇三号の次に次のように加える。

六七〇二

造花及びその部分品並びに花輪、花冠、花綱その他これらに類する製品で造花を主体とするものうち人造プラスチック製のもの

三五% 昭和三十九年三月三十一日

同表第七〇〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇二号の前に次のように加える。

七二〇三

貴石及び半貴石（合成又は再生のものに限る。）
二 その他のもののうち水晶（人工結晶のものに限る。）

無税 昭和三十九年三月三十一日

同表第七三〇二号中

二 フェロマンガンのうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

「二 フェロマンガ」

二〇% 昭和三十九年
三月三十一日」に

改める。

同表第七三二五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。

七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッ

パー及び自然銅

二塊

(一) 銅(合金を除く。)のものうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九・八%以下のもの電解精製用のものを除く。)

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(一) 黄銅又は青銅のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(一) その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

一キログラムにつき
三三〇円

昭和三十九年
三月三十一日

無税

昭和三十九年
三月三十一日

一キログラムにつき
三三〇円

昭和三十九年
三月三十一日

無税

昭和三十九年
三月三十一日

一キログラムにつき
三三〇円

昭和三十九年
三月三十一日

無税

昭和三十九年
三月三十一日

七五〇一

ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。)、塊(電気めつき用の陽極を除く。及びくず)

一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限り。)

二塊

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
ロ その他のもの

(一) ニッケル合金のもの

三 くず

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(二) ニッケル合金のもの

ニッケルの棒、型材及び線

一 棒及び型材

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

二線

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

七五〇三

ニッケルの板、帯、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限り。)、粉及びフレーク

一 板及び帯

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

一キログラムにつき
三三〇円

昭和四〇年
三月三十一日

二〇%

昭和四〇年
三月三十一日

四五%

昭和四〇年
三月三十一日

四五%

昭和四〇年
三月三十一日

四五%

昭和四〇年
三月三十一日

三〇%

昭和四〇年
三月三十一日

二五%

昭和四〇年
三月三十一日

三〇%

昭和四〇年
三月三十一日

二五%

昭和四〇年
三月三十一日

三〇%

昭和四〇年
三月三十一日

二五%

昭和四〇年
三月三十一日

二 はく、粉及びフレイク (イ) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの	(ニ) ニッケル合金のもの ニッケルの管、中空棒及びジグアイント、エルボーその他の管用継手 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。)の管及び中空棒 イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ロ その他のもの (2) その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 四・五% 昭和四〇年 三月三十一日 三〇% 昭和四〇年 三月三十一日	一キログラムにつき 三〇〇円 一〇% 昭和四〇年 三月三十一日 二・五% 昭和四〇年 三月三十一日 二・五% 昭和四〇年 三月三十一日	同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三号まで、第七八〇五号及び第七九〇一―一〇号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第七九〇一―一〇号の次に次のように加える。	八〇〇― すすの塊及びくず 一 塊 (イ) すす(合金を除く。)のもの	同表第八一〇四号を次のように改める。 八一〇四 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。) 二 塊、粉、フレイク及びくず (イ) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレイク (1) 課税価格が一キログラムにつき二―三円以上のもの	無税 昭和三十九年 三月三十一日	一キログラムにつき 四〇〇円 昭和三十九年 三月三十一日	
(2) その他のもの 同表第八四〇一―一〇号を次のように改める。 八四〇一 蒸気発生ボイラー 一 ボイラー (イ) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないものうち蒸気の発生量が毎時六・五〇トン以上のもの	同表第八四〇五号を次のように改める。 八四〇五 蒸気原動機 一 蒸気タービン及びその部分品 (イ) 蒸気タービン イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないものうち出力が二〇万キロワット以上のもの	一五% 昭和三十九年 三月三十一日	一五% 昭和三十九年 三月三十一日	同表第八四二五号を削り、同表第八四二五号を次のように改める。 八四二五 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。) 一 電子計算機 (イ) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。) (1) 計算機本体(カード式入力機、ライブラリプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することが出来るものうち、記憶容量が九六、〇〇〇字をこえる磁気コア式内部記憶装置を有するものに限り、及びこれとともに輸入するカード式入力機(処理速度が毎分六五〇枚をこえるものに限り)、ライブラリプリンター(印刷速度が毎分六〇〇行以上のものに限り)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限					

(2) その他のもの

一五%	無稅	一五%
昭和三年三月三十一日	昭和三年三月三十一日	昭和三年三月三十一日

タービン用のものにあつては、合計出力が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの

昭和三十三年三月三十一日

1 この法律は、昭和三十八年四月

される重油に係る関税の特別還付制度を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する
法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条・第三十条の二」を「第三十条」に、「第三款第四款

改正前の関税定率法第十三条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

理由

最近における經濟狀勢の變化に對
應する等のため、關稅率について所
要の改正を行なうとともに、外國に
おける關稅等についての緊急措置の
發動に對して所要の措置をとること
ができる制度及び電力業等の用に供

三十八条の二」「第三十八条の七」を三十八条の三」「第三十八条の七」を「第三款 居住用財産の買換えの場
第四款 特定の資産の買換えの場
合等の譲渡所得の課税の特例（第三
合等の譲渡所得の課税の特例（第三
十五條―第三十八條の二）
十八條の三―第三十八條の十二）に、
」（第三十八條の八）」を（第三十八條
の十二）に、（第四十一条の七・第

四十一条の八」を「(第四十一条の七、第四十一条の十)に」、「(第六十条、第六十五条の二)」を「(第六十条、第六十五条の三)」に、「第二十四条、第六十五条の三)に」、「第二十四条の開発等に係る資産の買換えの場合等の課税の特例」(第六十五条の三、第六十五条の七)を「(第二十四条の資産の買換えの場合等の課税の特例」(第六十五条の四、第六十五条の四、第六十五条の九)」に改める。

第一条中「及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)」を「、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)」に改める。

第二条第一項第七号中「第四号」を「第五号」に改める。

第三條第一項から第三項まで中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同条第四項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第九條第一項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第十二条の二第二項中「昭和三十
八年三月三十一日」を「昭和四十一年
三月三十一日」に改める。
第十三条の次に次の一条を加え
る。

(中小企業者の機械等の割増償却)
第十三条の二 青色申告書を提出す

る個人が、各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第 号）第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種（昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその

年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業をされるものに限る。）として政令で定める場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、当該個人の有する機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場の建物及びその附属設備（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一条から前条まで又は第十五条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械等」という。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその三分の一に相当する金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入する金額（当該翌年以後二年間の各年のうち機械等につき前項の規定の適用を受ける年については、当該年におけるその合計償却限度額に相当する金額）とその満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第二十八条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第三十条の二を削る。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「この条及び」を「この条、次条第二項及び」に、「消滅を含む」を「消滅及び価値の減少を含む」に、「以下第三十三条」を「以下第三十三号の

二に改め、同項第一号中「土地改良法」の下に「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を加え、同条第二項中「完了しないため」を「完了しないこと」工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他のやむを得ない事情があるために改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十一条に次の一項を加える。

6 前項に規定する確定申告書等を提出する者は、政令で定めるところにより、代替資産の明細に関する大蔵省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第三十二条第二項中「前項の場合」を「個人の所有する資産で前項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第六項の規定は、前項において準用する同条第五項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代替資産」と読み替へるものとする。

第三十三号の二第三項第二号中「第三十三号の二第一項」を「第三十三号の三第一項」に改め、同条を第三十三号の三とする。

第三十三号第一項中「みなされた

場合の下に」及び前条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を加え、「次条」を「第三十三号の三」に改め、「第三十八号の八の規定の適用を受ける場合を除き」を削り、「規定を適用して」を「規定に準じて」に改め、同条第二項中「次条」を「第三十三号の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例）

第三十三号の二 前条の場合において、当該個人の同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた資産（第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされたものを含む。以下第三十四号第二項において同じ。）であるときにおける当該資産に係る前条の規定の適用については、当該資産についての同条第一項に規定する計算した金額は、当該計算した金額から七百万円（当該計算した金額が七百万円に満たない場合は、当該計算した金額）を控除した金額とする。

2 前項の場合において、当該個人のその年中に同項の規定の適用を受ける資産が二以上あるときは、これらの各資産につき同項の規定により控除する金額は、通じて七百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合に、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 第一項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又はその譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け（以下第三十四条第二項において「譲渡等」という。）が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出のあつた日から一年（当該資産の譲渡等につき農地法第三十一条第一項又は第五十一条の規定による許可を受けなければならない場合には、政令で定める期間）以内にされなかつた場合 当該資産

二 一の買取り等の申出に係る第一項に規定する資産の譲渡等が二以上あつた場合において、これらの譲渡等がその申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。当該資産のうち、最初に当該譲渡等があつた年において譲渡等をされた資産以外の資産

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年の確定申告書等又は修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。この場合においては、第三十一条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第一項に規定する特定公共事業とは、土地取用法第三号各号の一に該当するものに關する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に關する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）第二号各号の一に該当するものに關する事業をいう。

第三十四号第一号及び第二号中「譲渡」を「譲渡等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合において、譲渡資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、第三十三号の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号か

一 前項に規定する者がその年中

第三十三條の二第四項の規定

4 個人が第三十一条又は第三十二

第二章第四節第三款の款名中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改める。

項第一号から第五号まで及び第三

地等又は家屋」に改め、同項第三号

ただし、**税務署長**においてやむ

4 第三十一条第六項の規定は、前

同条第二項中「同項に規定する財産」

第三十七条の見出し中「買換に係

持増用財産以外の財産を二土地等と

けようとする者の同項に規定する

4 第三十一条第六項の規定は、前項

よ
に
か
へ
る

この場合においては、第三十五
条第三項ただし書の規定を準用す
る。

第二章第四節第四款の款名中「市
街地開発等に係る資産」を「特定の資
産」に改める。

第三十八条の三第一項各号列記以
外の部分を次のように改める。

個人の有する資産（所得税法第十
条の二第一項に規定するたな卸をな
すべき資産を除く。以下次項におい
て同じ。）で次の各号に規定するもの
が当該各号に掲げる場合に該当する
こととなつた場合において、当該個
人が当該各号に規定する買取りのあ
つた日の属する年の十二月三十一日
までに、当該買取りに係る対価の額
の全部又は一部に相当する金額をも
つてそれぞれ当該各号に掲げる資産
（以下第三十八条の五までにおいて
「買換資産」という。）の取得（製作を
含む。以下第三十八条の五までにお
いて同じ。）をしたときは、当該買取
りに係る収入金額が当該買換資産の
取得価額以下である場合にあって
は、当該買取りに係る資産の譲渡が
なかつたものとし、当該収入金額が
当該取得価額をこえる場合にあって
は、当該買取りに係る資産のうちそ
のこえる金額に相当するものとして
政令で定める部分の譲渡があつたも
のとして、所得税法第九条第一項の
規定を適用する。

第二号とし、同条第二項を次のよう
に改める。

2 前項の規定は、個人の有する資
産で同項各号に規定するものが当
該各号に掲げる場合に該当するこ
ととなつた場合において、当該個
人が同項に規定する買取りに係る
対価の額の全部又は一部に相当す
る金額をもつて当該各号に規定す
る買取りのあつた日の属する年の
翌年で同日から一年以内に買換資
産の取得をする見込みであり、か
つ、大蔵省令で定めるところによ
り納税地の所轄税務署長の承認を
受けたときについて準用する。こ
の場合において、同項中「買取り
に係る対価の額」とあるのは「買取
りに係る対価の額（買取りのあつた
日の属する年において当該買取り
に係る対価の額の一部に相当す
る金額をもつて買換資産の取得を
した場合には、当該資産の取得価
額を控除した金額）」と、「取得価
額」とあるのは「税務署長の承認を
受けた取得価額の見積額」と読み
替へるものとする。

第三十八条の三第三項中「資産を」
を「資産の」に、「譲渡した」を「譲渡
をした」に、「取得し」を「取得をし」
に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、税務署長においてやむ
を得ない事情があると認める場合
で政令で定める場合は、この限り
でない。

第三十八条の三第四項を次のよう
に改める。

4 第三十一条第六項の規定は、前
項に規定する確定申告書等を提出
する者について準用する。この場
合において、同条第六項中「代替
資産」とあるのは、「買換資産」と
読み替へるものとする。

第三十八条の四の見出し中「買換
資産を取得したを」市街地開発等に
係る資産の買換えの」に改め、同条
第一項を削り、同条第二項第二号中
「買換資産の取得をせず、又は買換
資産を同条第一項第二号の場合にあ
つては特定規模の作業場の敷地の用
に、同項第三号の場合にあつては同
号の承認を受けた工場等集団化計画
の用に、同項第四号の場合にあつて
は同号の承認を受けたところに従つ
て同号に規定する事業の用にそれぞ
供せず、若しくはこれらの用に供され
なくなつた場合」を「買換資産の取得
をしなかつた場合」に改め、同項を
同条第一項とし、同条第三項中「第
一項若しくは前項第二号の規定に該
当する場合又は同項第一号に規定す
る不足額を生ずることとなつた場合」
を「前項第一号に規定する不足額を生
ずることとなつた場合又は同項第二
号の規定に該当する場合」に改め、
同項を同条第二項とし、同条第四項
中「第三十三条の二」を「第三十三
条の三」に、「第一項又は第二項にお
いて」を「第一項において」に改め、「第
二項又は」を削り、同項を同条第三
項とする。

第三十八条の八第一項中「譲渡し
た場合には」の下に「第三十三条の
規定の適用を受ける場合を除き」を
加える。

加え、同条第三項に次のただし書を
加える。

ただし、税務署長においてやむ
を得ない事情があると認める場合
で政令で定める場合は、この限り
でない。

第三十八条の八第六項中「第三十
三条の二」を「第三十三条の三」に、
「第三十八条の八」を「第三十八条の
十二」に改め、第二章第四節第五款
中同条を第三十八条の十二とする。

第三十八条の七第五項中「第三十
三条の二」を「第三十三条の三」に、
「第三十八条の七」を「第三十八条の
十一」に改め、同条第六項中「第六十
五条の七第一項」を「第六十五條の九
第一項」に改め、第二章第四節第四
款中同条を第三十八条の十一とする。

第三十八条の六第三項に後段とし
て次のように加え、同条を第三十八
条の十とする。

この場合においては、第三十八
条の三第三項ただし書の規定を準
用する。

第三十八条の五中「若しくは第二
項及び「第二項若しくは」を削り、
「前条第三項」を「前条第二項」に改
め、同条に次の一項を加える。

2 個人が第三十八条の三第一項第
一号（同条第二項において準用す
る場合を含む。）の規定の適用を受
けた場合には、買換資産について
は、第十一條から第十三条まで及
び第十四條から第十七条までの規
定は、適用しない。

第三十八条の五の次に次の四條を
加える。

（事業用資産の買換えの場合の譲
渡所得の金額の計算）

第三十八条の六 個人が、昭和三十
八年一月一日から昭和四十年十二
月三十一日までの間に、その有す
る資産（所得税法第十条の二第一
項に規定するたな卸をなすべき資
産を除く。以下この条及び第三十
八条の九において同じ。）で次に掲
げるもののうち事業事業に準ずる
ものとして政令で定めるものを含
む。以下この項及び第三十八条の
九において同じ。）の用に供してい
るもの（以下第三十八条の八まで
において「譲渡資産」という。）の譲
渡（第三十一條第一項第一号から
第五号まで及び第三十二條第一項
第一号から第三号までに規定する
取用、買取り、換地処分、買取及び
買入れによる譲渡（第三十一條第
三項又は第三十二條第五項の規定
により第三十一條第一項に規定す
る取用等による譲渡があつたもの
とみなされる場合における当該譲
渡を含む。）並びに贈与、交換及び
出資による譲渡その他政令で定め
る譲渡を除く。以下この条におい
て同じ。）をした場合において、当
該譲渡の日の属する年の十二月三
十一日までに、第一号から第三号
まで、第五号若しくは第六号に掲
げる資産又は機械及び装費（起重
機等の搬送設備を含む。以下この
条及び第三十八条の九において同
じ。）の取得（製作を含むものとし、
贈与及び交換による取得その他政
令で定める取得を除くもの）とす
る。以下第三十八条の八までにお
いて同じ。）をし、かつ、当該取得

の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第三十八条の八までにおいて「買換資産」という。）を所得税法の施行地にある当該個人の事業（以下この条及び次条において「法施行地内の事業」という。）の用に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額（当該譲渡の日属する年の中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額。以下この条及び第三十八条の八において同じ。）が、当該買換資産の取得価額（当該譲渡の日属する年の中に二以上の買換資産の取得が行なわれた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額。以下この条において同じ。）以下である場合に於ては、当該譲渡に係る資産のうちそのとる金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、所得税法第九条第一項の規定を適用する。

- 一 土地又は土地の上に存する権利（以下第三十八条の十一までにおいて「土地等」という。）
- 二 建物及びその附属設備
- 三 構築物
- 四 機械及び装具（土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもので当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は

当該建物の譲渡に伴い当該譲渡の日属する年において譲渡されるものに限る。）

五 船舶

六 鉱業権（租鉱権及び探石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）又は漁業権（入漁権を含む。）その他政令で定める無形固定資産

2

前項に規定する場合において、当該個人が当該譲渡資産の譲渡の日属する年の前年中（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内）に土地等（昭和三十一年一月一日前に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）は、当該個人は、当該土地等を同項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

3

第一項の規定は、個人が昭和三十一年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に譲渡資産の譲渡をした場合であつて、当該個人が、当該譲渡の日属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによりそのやむを得ない事情があることにつき税務署長の承認を受けたとき）は、当該買換資産の取得をすることができ、当該翌年の十二月三十一日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内、以下次条第二項第二号において同じ。）に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と、

4

前三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡をした当該譲渡資産の譲渡価額、取得をし、又は取得をしようとする買換資産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。この場合においては、第三十八条の三第三項ただし書の規定を準用する。

5

第三十一条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替

資産」とあるのは、「買換資産又はその取得をした土地等」と読み替へるものとする。

（事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の七 第三十六条第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合について準用する。

第三十六条第三項の規定は、前条第三項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一 買換資産の取得をした場合に於いて、その取得価額が前条第三項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第三項に規定する譲渡の日属する年の翌年中に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同項に規定する事業の用に供せず、若しくは供さなくなつた場合

第三十六条第四項の規定は、第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

第三十三条の三第三項の規定は、前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた者が第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項の規定により提出する修正申告書及びその者に対

する前項において準用する同条第四項の更正について準用する。この場合において、第三十三条の三第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同条中第三十三条の三第一項とあるのは「第三十八条の七第一項又は第二項において準用する同法第三十六条第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

（買換えに係る事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

第三十八条の八 第三十八条の六第一項から第三項までの規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者（前条第一項若しくは第二項において準用する第三十六条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は前条第三項において準用する第三十六条第四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第十條第二項の規定による減価償却費の額を計算する場合又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合に於いて譲渡所得を計算するときは、政令で定めるところにより、当該特例を認められたこれらの規定に規定するその者が譲渡をした譲渡資産の取得の時期をその譲渡、遺贈又は贈与があつた買換資産の取得の時期とし、その取得価額は、次の各号に規定する場合に応じ、

当該各号に掲げる金額（譲渡資産の譲渡に関する経費があるときは、政令で定めるところにより計算した当該経費の金額を加算した金額）とする。

一 譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額（当該譲渡資産に係る二以上の買換資産の取得が行なわれた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額。以下次号及び第三号において同じ。）をこえる場合には、譲渡資産の取得価額（当該譲渡の日属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、これらの譲渡資産の取得価額の合計額。以下この項において「旧取得価額」という。）のうちそのこえる額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額（当該譲渡の日属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、当該金額のうち当該譲渡資産に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）

二 譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合には、旧取得価額に相当する金額

三 譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合には、旧取得価額にその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 第三十八条の五第二項の規定は、個人が第三十八条の六第一項

又は第三項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（事業用資産を交換した場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条の九 個人が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、その有する資産で第三十八条の六第一項各号に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十二条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払った場合を含む。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十八条の六第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十八条の六第一項に規定する取得をしたものとみなす。

3 第三十九条に次の一項を加える。
個人が第一項の規定の適用を受けた場合には、当該個人が同項に

規定する交換により取得した資産については、第十一條から第十三條まで及び第十四條から第十七條までの規定は、適用しない。

第二章第六節第四十一條の八の次に次の二條を加える。

（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例）

第四十一條の九 個人が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、当該個人の有する農地（当該農地の上に存する果樹その他これに類するものとして政令で定めるものを含む。）若しくは採草放牧地又はこれらの土地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権（以下この条及び次条において「農地等」という。）を同法第二條第七項に規定する農業生産法人（以下この条及び次条において「農業生産法人」という。）に出資した場合（当該個人の当該出資の日の属する年分の所得税で確定申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下第三項において同じ。）の提出により所得税法第三十條第一項に規定する納期において納付すべきものの額のうち、当該出資した農地等に係る譲渡所得に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、当該年分の確定申告書の提出期限までに当該所得税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同項の規定にかかわらず、当該個人が当該農業生産法人の構成員でなく

なつた日から二月を経過する日（当該個人が、死亡により当該構成員でなくなつた場合又は当該構成員でなくなつた日以後二月以内に死亡した場合には、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。）が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日）まで、その納期限を延長する。ただし、当該構成員でなくなつた日以前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日（その当該することとなつた後同日以前に当該個人が死亡した場合には、当該個人の相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日）まで、当該期限を延長する。

一 当該個人が当該農地等の出資に係る持分の譲渡若しくは贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合又は当該農業生産法人の資本（出資を含む。以下この号において同じ。）の減少があつた場合において、当該譲渡若しくは贈与をした当該持分に係る出資の金額又は当該資本の減少により減少した当該個人の当該持分に係る出資の金額（当該譲渡若しくは贈与又は資本の減少の時に当該個人が当該持分の譲渡若しくは贈与をし、又は当該農業生産法人の資本の減少があつた場合（以下この号において「前の譲渡等があつた場合」という。）には、当該譲渡若しくは贈与をした当

該持分に係る出資の金額又は当該資本の減少により減少した当該個人の当該持分に係る出資の金額（以下この号において「前の譲渡等に係る出資の金額」という。）を加算した金額）が、その時の直前における当該個人の当該持分に係る出資の金額（前の譲渡等があつた場合には、前の譲渡等に係る出資の金額を加算した金額）の百分の二十に相当する金額をこえるとき。その事実が生じた日から二月を経過する日

二 当該農業生産法人が個人からの出資に係る農地等の譲渡、贈与若しくは転用（農地法第二條第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、若しくは当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該出資に係るこれらの権利の消滅があつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅（以下この号及び次項において「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時に当該農地等につき譲渡等があつた場合におけるその譲渡等に係る土地の面積を含む。）が、当該農業生産法人のその時の直前における当該農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積の百分の二十をこえるとき。その事実が生じた日から二月を経過する日

三 当該農業生産法人が解散した
場合、その解散の日から二月を
経過する日

2 前項第二号の場合において、同
号に規定する譲渡等があつた日か
ら一年以内に、当該譲渡等の対価
の額の全部又は一部をもつて農地
等取得する見込みであることに
つき、政令で定めるところによ
り、税務署長の承認を受けたとき
における同号の規定の適用につ
いては、次に定めるところによる。
一 当該承認に係る譲渡等は、な
かつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一
年を経過する日において、当該
承認に係る譲渡等の対価の全部
又は一部が農地等の取得に充て
られていない場合には、当該譲
渡等に係る農地等のうちその充
てられていないものに対応する
ものとして政令で定める部分
は、同日において譲渡等をされ
たものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一
年を経過する日までに当該承認
に係る譲渡等の対価の全部又は
一部が農地等の取得に充てられ
た場合には、当該取得に係る農
地等は、同日において個人から
当該農業生産法人に対し出資さ
れた農地等とみなす。

3 第一項の規定は、同項の規定の
適用を受けようとする者の同項に
規定する出資をした日の属する年
分の確定申告書に、同項の規定の
適用を受けようとする旨並びに当
該出資に係る資産の種類及び同項
に規定する所得税の額の計算に關

する明細その他大蔵省令で定める
事項を記載した書類を添附しない
場合には、適用しない。

4 第一項の規定の適用を受ける個
人は、同項の規定による納期限が
まだ確定していない間、同項の確
定申告書の提出期限の翌日から起
算して毎三年を経過する日の日
までに、政令で定めるところによ
り、引き続き同項の規定の適用
を受けたい旨の届出書を納税地の
所轄税務署長に提出しなければな
らない。

5 前項の届出書が同項に規定する
期限までに提出されない場合に
は、第一項に規定する所得税につ
いては、同項の規定にかかわらず
ず、当該期限をもつて同項の規定
による納期限とする。

6 第一項の場合において、個人が
同項に規定する担保についての国
税通則法第五十一条第一項の規定
による命令に応じないときは、税
務署長は、第一項の規定による納
期限を繰り上げることができる。
この場合においては、同法第四十
九条第二項及び第三項の規定を準
用する。

7 第一項の規定による納期限の延
長があつた場合における同項に規
定する所得税に係る国税徴収法第
二条第十号に規定する法定納期限
については、同号の規定にかかわ
らず、当該所得税につき第一項の
規定を適用しないものとした場合
における所得税法第三十条第一項
の規定による納付の期限をもつて
当該納期限とする。

8 第二項から前項までに定めるも
ののほか、個人の有する農業生産
法人の持分のうちに農地等に係る
出資の持分とその他の財産に係る
出資の持分とがある場合における
第一項第一号に規定する譲渡又は
贈与の有無の判定、農業生産法人
が同項第二号に規定する譲渡等を
した場合における税務署長及び農
地等を出資した個人に対する通知
その他第一項の規定の適用に關し
必要な事項は、政令で定める。
(農業生産法人に現物出資した個
人が死亡した場合の延納)

第四十一条の十 税務署長は、次の
各号に掲げる場合には、当該各号
に掲げる所得税の額の全部又は一
部につき、納税義務者の申請によ
り、担保を提供させ、三年以内の
延納を許可することができる。
一 農業生産法人に農地等を出資
した個人が当該出資をした日の
属する年分の確定申告書の提出
期限前に当該申告書を提出しな
いで死亡し、又は同日の属する
年の中途において死亡した場合
において、当該個人の相続人が
当該個人の当該年分の所得税に
つき所得税法第二十六条第六項
又は第二十九条第一項の規定に
よる申告書をその提出期限まで
に提出したとき。当該個人に係
る当該年分の所得税法第三十条
第二項又は第三十四条第一項に
規定する所得税の額のうち当該
出資した農地等に係る譲渡所得
に対応する部分の金額として政
令で定めるところにより計算し
た金額

二 前条第一項の規定の適用を
受けていた個人が死亡した場合
合、当該個人に係る同項に規定
する所得税の額

2 前項の規定による延納の許可を
申請しようとする者は、政令で定
めるところにより、同項第一号の
場合にあつてはその申請に係る所
得税の所得税法第三十条第二項又
は第三十四条第一項の規定による
納付の期限までに、前項第二号の
場合にあつては同号に規定する所
得税の前条第一項の規定による納
期限までに、それぞれ、延納を求
めようとする税額及び期間その他
必要な事項を記載した申請書に担
保の提供に關する書類を添附し、
これを当該所得税の納税地の所轄
税務署長に提出しなければならない
。

3 税務署長は、前項の申請書の提
出があつた場合において、その提
出をした者の提供しようとする担
保が適当でないと認めるときは、
その変更を求めることができる。
この場合において、その提出をし
た者がその変更の求めに応じな
かつたときは、当該申請の却下をす
ることができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の
提出があつた場合において、当該
申請に係る延納の許可をし、又は
当該申請の却下をしたときは、当
該許可に係る延納税額又は当該却
下の旨及びその理由を記載し
た書面にし、これを当該申請書
を提出した者に通知する。

5 税務署長は、第一項の規定によ
る延納の許可をした場合において、
当該許可を受けた者が同項に規
定する担保についての国税通則法

第五十一条第一項の規定による命
令に応じないときは、当該許可を
取り消すことができる。この場合
においては、同法第四十九条第二
項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による延納の許可
を受けた者は、同項の規定による
延納の期間(当該期間の満了する
日前に延納に係る所得税を完納し
た場合には、同項第一号の場合にあ
つてはその延納に係る所得税の所
得税法第三十条第二項又は第三十
四条第一項の規定による納付の期
限の翌日から、第一項第二号の場
合にあつてはその延納に係る所得
税の前条第一項の規定による納期
限の翌日から、それぞれ、その完
納の日までの期間)に応じ、当該
所得税額百円につき一日二銭の割
合を乗じて計算した金額に相当す
る利子税を当該所得税にあわせて
納付しなければならない。

7 第一項の規定による延納に係る
期限は、国税通則法第二条第八号
及び国税徴収法第二条第十号に規
定する国税を納付すべき期限に
は、含まれないものとする。
第四十四条の二第一項中「昭和三十
八年三月三十一日」を「昭和四十
一年三月三十一日」に改める。
第四十七条を削り、第四十六条を
第四十七条とし、第四十五条の次
に一条を加える。

(中小企業者の機械等の割増償却)
第四十六条 青色申告書を提出する
法人が、各事業年度終了の日にお
いて中小企業近代化促進法第九条
に規定する中小企業者に当該し、

かつ、当該事業年度において同法第三條第一項に規定する指定業種（昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五年度の期間内に含まれるものに限り）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物及びその附属設備（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から前条まで、第四十八條、第四十九條又は第五十一條の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却額（以下「規定に規定される償却額」という。）は、これらの規定にかかわらず、当該償却額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）とその三分の一に相当する金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 第四十三條第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十一條第四項中「第四十六條第二項」を「第四十七條第二項」に改める。

第五十五條の二第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

第五十六條第三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第五十七條の三第一項及び第五十七條の四第一項中「第四十三條から第四十六條まで又は第四十八條から第五十一條まで」を「第四十三條から第五十一條まで」に改める。

第六十四條第一項中「次条、第六十五條第三項及び第六十五條の二」を「次条、次条、第六十五條第三項、第六十五條の二及び第六十五條の三」に、「次条及び第六十五條の二」を「次条、第六十五條第三項、第六十五條の二及び第六十五條の三」に、「第六十五條の二」を「第六十五條の三」に改め、同項第三号中「第六十五條の七」を「第六十五條の三」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三條から第四十五條まで及び第四十七條から第五十一條までの規定は、適用しない。

第六十四條の二第一項中「完了しないため」を「完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他のやむを得ない事情があるため」に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第一項中」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五條第三項中「第一項の場合」を「法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合に」、「法人が、同項各号」を「当該法人が、当該各号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第六十四條第五項の規定は、第三項の規定の適用を受けた資産及び前項の規定により収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分について準用する。

第六十五條の三を削り、第六十五條の二第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた場合」を、「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において「収用換地等」という。」を「以下この条及び次条において「収用換地等」という。」に改め、同条第三項中「第六十四條の二第六項」を「第六十四條の二第七項」に改め、第三章第六節第一款同条の次に次の一條を加える。

（特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例）

第六十五條の三 法人の有する資産で第六十四條第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第六十五條第一項第一号から第三号までに規定するものが、昭和三十一年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの間に、特定公共事業の用に供するため、これらの規定に該当することとなつた場合において、当該法人が収用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえるときは、そのこえる部分の金額と七百万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金に算入した、又は損金に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか少ない金額は、当該譲渡の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に当該各号については、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 前項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又は使用に係る行為（以下この条において「譲渡等」という。）が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出があつた日から一年（当該資産の譲渡等につき農地法第三條第一項又は第五條第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、政令で定める期間）以内にされなかつた場合、当該資産の二一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の譲渡等が二以上あつた場合において、これらの譲渡等がその申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき、当該資産のうち、最初に当該譲渡等があつた年において譲渡等とされた資産以外の資産

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に關する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第一項に規定する特定公共事業とは、土地収用法第三各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に関する特別措置法第二各号の一に該当するものに関する事業をいう。

6 第六十四条の二第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 収用換地等により取得した補償金等の額は交換取得資産の価額につき第一項の規定の適用を受けた場合における第六十四条から前条までの規定の適用については、同項の規定の適用を受けた補償金等の額は交換取得資産の価額、当該収用換地等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び当該譲渡した資産の譲渡に要した経費の額は、それぞれ、政令で定めるところにより計算した金額とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章第六節第二款の款名中「市街地開発等に係る資産」を「特定の資産」に改める。

第六十五条の四を次のように改める。

(特定の資産を譲渡した場合の課税の特例)

第六十五条の四 法人(清算中の法人を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該譲渡に係る対価の額(当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

る金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 土地又は土地の上に存する権利(以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。)

二 建物及びその附属設備

三 構築物

四 機械及び装置(土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもの)当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は当該建物の譲渡に伴い当該譲渡の日を含む事業年度において譲渡されるものに限る。

五 船舶

六 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

無形固定資産

前項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項各号に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に土地等(昭和三十八年四月一日前に取得したものを除く。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき(当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供さなくなった場合を除く。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

は供する見込みであるときは、当該法人は、当該土地等を同項の規定に

に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 土地又は土地の上に存する権利(以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。)

定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなった日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による金額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第三章第六節第二款第六十五条の七を第六十五条の九とし、第六十五条の六を第六十五条の八とし、第六十五条の五第一項中「第六十五条の七」を「第六十五条の九」に改め、同条を第六十五条の七とし、第六十五条の四の次に次の二条を加える。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の特例)

第六十五条の五 法人が、昭和三十

八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。)(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する

る資産で前条第一項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間（前条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによりそのやむを得ない事情があることにつき税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるとして、同日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この条において「指定期間」という。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡に係る対価の額のうち当該買換資産の取得に充てようとする額からこれに配賦割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、指定期間内に買換資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、買換資産の取得価額からこれに配賦割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定の金額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした金額

二 指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合

三 指定期間内に解散した場合において、特別勘定の金額を有しているとき

四 指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき

5 前条第三項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合について準用する。

6 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

7 前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合に、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用について、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の六 法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で第六十五条の四第一項各号に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と同一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装具（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する取得をしたものとみなす。

第六十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第六十六条の二第一項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 森林組合で森林組合合併助成法（昭和三十一年法律第 号）第四條第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第一号中「機械工業振興臨時措置法」の下に「（昭和三十一年法律第五十四号）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する指定業種で昭和

和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二條に規定する中小企業者に該当するもので当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項の規定による承認を受けたもの（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十六条の三第一項中「被合併法人」の下に「で同項第一号、第二号、第五号又は第六号の規定に該当するもの」を加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる法人で青色申告書を提出するものが、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる固定資産（次項に規定する特定出資資産を除く。）の出資（政令で定める要件をみたすものに限る。）により取得した株式（出資を含む。以下この条において同じ。）につき、当該出資の日を含む事業年度において、当該資産の当該出資直前の帳簿価額（当該資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項及び第三項において「出資前帳簿価額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該資産の価額

と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 機械工業振興臨時措置法第二十条第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二条の二第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの、同項の規定による承認に係る固定資産

二 中小企業近代化促進法第三十条第一項に規定する指定業種で昭和三十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで

の間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二十条に規定する中小企業者に該当するもので当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六条の六第二項中「第十二条の二第二項」の下に「若しくは中小企業近代化促進法第八條第二項」を加える。

第六十九條第一項中「この項及び次条第一項」を「第七十条の三まで」に改める。

第七十条の次に次の二条を加える。
（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税）
第七十条の二 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続に係る相続税法第二十七條第一項の規

定による申告書の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるものとして政令で定めるものに贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の關係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 前項に規定する政令で定める法人で同項の贈与を受けたものが、当該贈与があつた日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める法人に該当しないこととなつた場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、同項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続に係る相続税法第二十七條の規定による申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の贈与をした財産の明細書その他大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

（贈与財産が公益事業の用に供されなかつた場合の修正申告等）
第七十条の三 前条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者（その者の相続人及び包括受遺者を含む。）は、同項の規定の適用を受けた財産について同条第二項に規定する事由が生じた場合には、同項に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた財産について同条第二項に規定する事由が生じたことに伴い当該財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなつたことにより、相続税法第二十七條の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、同項に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十

四條若しくは第二十六條の規定による更正又は同法第二十五條の規定による決定を行なう。

4 第七十条第四項の規定は、第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）について、同条第五項の規定は、第二項の規定による期限後申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第五項第二号中「第七十条」とあるのは、「第七十条の三」と読み替へるものとする。

第七十二条に次の一項を加える。
昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に防災建築街区造成法第三條第一項に規定する土地の上に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二條第一項第四号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

第七十七條の二の次に次の一条を加える。
（現物出資による農地等の所有権取得の登記の税率の軽減）
第七十七條の三 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人が、昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その出資者から当該出資者の耕作又は養畜の用に供していた土地又は

当該土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の出資を受け、かつ、当該土地を当該農業生産法人の耕作又は養畜の用に供する場合においては、その土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二條第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条中「第十二條の二第一項」の下に「若しくは海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十一年法律第 号）第五條第一項若しくは第六條第一項を、「規定による承認」の下に「若しくは中小企業近代化促進法第八條第一項の規定による承認（同法第三條第一項に規定する基本計画で昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）」を加え、同条第三号中「事業の設備の譲受」を「事業に必要な資産の譲受け」に改め、「千分の四」の下に「（海運業の再建整備に関する臨時措置法第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認に係るものについて、千分の一）」を加え、同条第四号中「千分の二」の下に「（海運業の再建

整備に関する臨時措置法第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一を加える。

第八十一條の二の見出し中「不動産を不動産等に改め、同条中農業協同組合が」を「農業協同組合若しくは森林組合が」に改め、「第四條第二項」の下に「若しくは森林組合合併助成法第四條第二項」を加え、「農業協同組合若しくは農業協同組合」を「農業協同組合、森林組合若しくは農業協同組合」に、「不動産又は漁船の権利」を「不動産又は漁船の権利」に、「昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間」を「当該認定又は勧告があつた日から一年以内」に改める。

第九十條第一項及び第九十條の二第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 昭和三十一年三月三十一日以前に支払を受けるべきであつた利子所得及び配当所得については、なお従前の例による。
- 4 新法第三十一條から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條の五まで及び第三十九條の規定

は、昭和三十一年一月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一條第三項の規定により取用等による譲渡があつたものとされる行為を含む。）に係る所得税において適用し、同日以前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

5 昭和三十一年一月一日以後において新法第三十三條の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第三項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項に規定する資産又は新法第三十四條第二項各号に規定する資産で同年四月一日前にされた新法第三十三條の二第三項第一号に規定する買取り等の申出に係るものに対する新法第三十三條の二又は第三十四條の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日に当該買取り等の申出があつたものとみなす。

- 一 当該譲渡等が昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間にされた場合 同年一月一日
 - 二 当該譲渡等が昭和三十一年四月一日以後にされた場合 同日
- 前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の施行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定める書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の

事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 個人が昭和三十一年中に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十五條第一項に規定する耕作用財産又は採掘用財産の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡の前一年以内にこれらの資産で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地にあるもの（昭和三十一年一月一日以後に取得したものを除く。）を取得し、当該取得の日から一年以内に耕作又は採掘の用に供したとき（当該期間内にその者のこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）におけるこれらの資産の譲渡に係る所得税については、同条及び旧法第三十七條の規定は、なおその効力を有する。

8 個人が昭和三十一年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日まで（昭和四十一年十二月三十一日まで）の間に旧法第三十八條の三第一項第二号に規定する作業場の敷地の用に供されてゐる土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該譲渡をした資産がこれらの号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、その者が当該譲渡の前一年（同項第二号に規定する特定規模の作業場又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める期間。以下この項において同じ。）以内に

同項に規定する買換資産（昭和三十一年一月一日以後に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては同項に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同項の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同項に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同項の承認を受けたところから従つて同項に規定する事業の用にそれぞれ供し、又は供する見込みであるときにおけるこれらの資産の譲渡に係る所得税については、旧法第三十八條の三から第三十八條の五までの規定は、なおその効力を有する。

9 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 新法第六十四條から第六十五條の二まで及び第六十六條の規定は、昭和三十一年四月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四條第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、同日以前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

11 新法第六十五條の三の規定は、法人の昭和三十一年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

12 昭和三十一年一月一日以後において、新法第六十五條の三第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第二項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項に規定する資産で同年四月一日前にされた同条第二項第一号に規定する買取り等の申出に係るものに対する新法第六十五條の三の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日に当該買取り等の申出があつたものとみなす。

- 一 当該譲渡等が昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間にされた場合 同年一月一日
 - 二 当該譲渡等が昭和三十一年四月一日以後にされた場合 同日
- 前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の施行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定める書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14 昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に終了する事業年度分の法人税につき新法第六十五条の三第一項の規定に該当する法人(同年五月三十一日前に、当該事業年度分の法人税に係る新法第二条第二項第六号に規定する確定申告書等で新法第六十五条の三第三項に規定する申告の記載及び同項に規定する書類の添附がないものを提出した法人に限る。)が当該事業年度分の法人税につき同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、同項の規定により損金に算入される金額その他政令で定める事項を記載した申告書に同条第三項に規定する書類を添附し、同年四月一日から二月以内に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

15 昭和三十一年四月一日前に行なわれた旧法第六十五条の三第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

16 法人が昭和三十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に旧法第六十五条の三第一項第二号に規定する作業場の敷地の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該譲渡をした資産がこれらの号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該譲渡の日前一年(同項第二号に規定する特定規模の作業場又は同項第三

号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める期間。以下この項において同じ。)以内に同項に規定する買換資産(昭和三十一年四月一日以後に取得したものを除く。)の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき(当該期間内にこれらの用に供さなかつた場合を除く。)、又は供する見込みであるときにおけるこれらの資産の譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

17 新法第六十六條の六の規定は、法人が昭和三十一年四月一日以後にした同条第一項の出資に係る法人税について適用し、同日前にした当該出資に係る法人税については、なお従前の例による。

18 新法第七十條の二及び第七十條の三の規定は、昭和三十一年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得した財産に係る相続税について適用する。

19 新法第八十一條の二の規定中農業協同組合及び漁業協同組合に係る部分の規定は、昭和三十一年四月一日以後に農業協同組合合併助成法(昭和三十一年法律第四十八号)第四條第二項の認定又は漁業協同組合整備促進法(昭和三十一年法律第六十一号)第十四條第一項の規定による勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用し、同日前に当該認定又は勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合又は漁業協同組合のする登記に係る登録税については、なお従前の例による。

20 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第五十五号)の第一部を次のように改正する。
第十四條を削る。

21 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)の第一部を次のように改正する。
第十二條の二第四項中「場合において、当該出資が第一項の承認を受けたところに従つてされたことにつき主務大臣の証明を受けたときは」を「場合に」に改める。

22 附則第四項の規定により従前の例によることとされる所得税(旧法第三十八條の三から第三十八條の五までの規定に係るものに限る。又は附則第十五項若しくは附則第十七項の規定により従前の例によることとされる法人税については、附則第二十項の規定による改正前の中小企業振興資金等助成法第十四條第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二條の三第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明又は同法第十二條の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

認及び同条第二項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二條の三第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明又は同法第十二條の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

理 由

今次の税制改正の一環として、社会資本の急速な充実に資するため、特定公共事業に係る譲渡所得の免税制度の新設を行ない、自由化に伴う産業体制の整備に即応するため、事業用資産の買換えに係る課税の特例の拡充、中小企業者等の合併等に伴う課税の軽減、中小企業用機械の割増償却制度の新設等を行なうとともに、貯蓄の奨励及び資本蓄積の促進に資するため、利子所得及び配当所得の源泉徴収税率を引き下げ、その他新技術企業化用機械類の特別償却制度等の適用期限を延長し、海運業の合併に係る登録税の軽減措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案
外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案
外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第二章第三項中「募集をする者の店舗」の下に「(以下「支店等」という。)を加える。

第二章の章名中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第三条の見出しを「(免許等)」に改め、同条第一項中「外国保険事業者」が「の下に」に「日本に支店等」を設けて「を」を加え、同条第二項中「日本において免許」を「前項の免許」に改め、同条に次の五項を加える。

3 日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約を締結してはならない。ただし、次項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

4 日本に支店等を設けない外国保険事業者に対して日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをし、又はその者は、当該申込みを行なう時までに、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

5 大蔵大臣は、左の各号の一に該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又はこの法律に基づき免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同等又

は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、前号に規定する免許を受けた保険事業者との間にあって当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常附せられるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険事業の健全な発達に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

6 前三項の規定は、当該保険契約が再保険契約である場合その他大蔵省令で定める場合には、適用しない。

7 第一項の免許を受けた外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、大蔵省令で定める場合を除き、日本においてこれを締結しなければならない。

第五条中「外国保険事業者」の下に「第三条第一項の免許を受けたものに限り、以下第二十九条までにおいて同じ。」を加える。

第九条第一項中「含む。」を「含む、第三条第一項の免許を受けたものに限り、」に改め、「(昭和十四年法律第四十一号)」を削る。

第十四条中「外国生命保険事業者は」を「外国生命保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限り)」に改める。

第十五条第一項中「外国損害保険事業者は」を「外国損害保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限り)」に改める。

第二十一条第一項中「日本において事業を営む」を「保険業法又はこの法律に基づき免許を受けた」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二 第三条第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条の三 第三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十五条第一項中「前条」を「前三条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における国際間の保険取引の実情等にかんがみ、外国保険事業者の日本における事業活動の規制に關し所要の規定を整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラルタとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案について提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回、ニュー・ジブラルタとの間に所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願つておられますが、この条約に規定されている事項のうちには、さらに、法律で、具体的規定を要するものがありますので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、配当に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減を行なうことを規定するものであります。

すなわち、わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当所得に対しては、二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合には、その支店等に帰属する他の所得と総合計算の上、課税することとなっております。

これに対して、今回の条約におきましては、ニュー・ジブラルタの居住者が取得する配当の所得に対する税率は、

一五%をこえてはならないこととされておりますので、条約の規定に従い、源泉徴収所得税の税率を一五%と定めるとともに、他の所得と総合して課税する場合にも、配当所得に対する申告納税にかかる所得税または法人税の税負担が一五%をこえないよう、その税額を軽減することを規定し、その配当所得に対する税額を算定するための計算規定を設けているのであります。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

現行関稅率表は、一昨年全面改正を行ない、さらに貿易自由化の繰り上げに対応して、昨年、その一部につき改正を行なつたのであります。その後、経済状況等も変化して参つておりますので、これに対処するため、関稅率について所要の調整を行なう必要が生じたのであります。このため、政府は、

一般的に關稅率改正について昨年十月に、また、石炭対策の一環としての石油の關稅率改正について同年十二月に、それぞれ關稅率審議會に対し諮問し、同年十二月二十五日及び二十七日にその答申を得ましたので、これに基づきまして、關稅定率法及び關稅暫定措置法につき、改正を行なうこととした次第であります。

關稅率の調整にあたりましては、關稅による国内産業保護の要請のみでなく、国内における需要産業、一般消費者等に及ぼす影響をも十分考慮するとともに、國際的な關稅引き下げの動向もしんじやくして、広く、わが國經濟

の強化、発展という観点から検討を加えたのであります。

その結果、關稅率の改正を行なうこととする品目は、關稅定率法及び關稅暫定措置法を通じ、三十八品目でありまして、その内訳は、税率を引き上げる品目十三、一部について税率を引き上げる品目三、税率を引き下げる品目十八、關稅暫定制度を採用する品目一、關稅暫定制度を廃止する品目一、分類を変更する品目二となつております。

石油につきましては、石炭対策の一環として、二年間に限り、原油の基本税率一キロリットル当たり五百三十円を暫定的に一キロリットルにつき六百四十円に引き上げるほか、重油についてもこれに見合う關稅の引き上げを行なうとともに、石炭の長期引取契約を行なつてゐる電力業及び製鉄業において消費する重油については、従来の還付のほか、その引取量増加に伴う補てん措置として、今回の原油關稅引き上げ分等に相当する額を、負担増加の額を限度として、特別に還付することとしております。

このほか、本年三月三十一日で適用期限の到来する重要機械類、給食用脱粉乳、原子力研究用物品等、航空機及びその部分品等、農林漁業用重油、肥料製造用原油、ガス製造用原油及び石油化学製品等製造用触媒の暫定免税、石油化学原料用揮発油等にかかる關稅の還付並びに關稅暫定措置法別表の品目の暫定税率中、國民經濟上統制の必要があると思われるものの適用期限をそれぞれ延長することとしたしております。なお、石油化学におきまして

は、最近燃料油及び軽油を原料として使用する事実がありますので、これらについても関税の還付を行なうこととしたしました。

次に、関税制度についてであります。ガット締結国である外国がわが国の輸出品に対して譲許の撤回等の緊急措置をとった場合は、これに対抗するため、特定品目の譲許を停止して一定範囲内で税率を引き上げる等の措置をとれることとしたしました。

なお、オリンピック大会等国際的な運動競技会で使用される物品で再輸出されるもの及び市町村等が設置するごみ焼却設備用物品のうち国産困難なものについては、その使用目的等にかんがみ関税を免除することとするほか、特定用途免税品の一部につきその用途外使用を規制する等所要の規定の整備を行なうこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、昭和三十八年度税制改正の一環として、さきに提出いたしました所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に引き続き、ここに、この法律案を提出いたします次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、利子所得及び配当所得に対する特別措置であります。

現行法では、本年三月三十一日までを支払うべき預貯金等の利子所得について、他の所得と区分して一〇%の税率により所得税を課することとしていたものであります。現下の経済情勢に鑑み、貯蓄奨励の見地から、分離課税の特例は、なお二年間これを存

置するとともに、その税率を五%に引き下げるものとしております。また、配当所得につきましては、本年三月三十一日までに支払いを受けるべきものに対して一〇%の軽減税率による所得税の源泉徴収を行なっているものであります。この特別措置につきましても、利子所得に対する取り扱ひとの均衡等を考慮して、その税率を五%に引き下げて、なお二年間存置することとしております。

第二に、譲渡所得に対する課税の特例の改正であります。現在、資産の譲渡による所得に対する課税上の特別措置といたしましては、土地収用等の場合の圧縮配帳ないしは二分の一非課税の制度、市街地開発等一定の政策目的に治り資産の買いかえの場合の圧縮配帳、個人の居住用資産等の買いかえの場合の圧縮配帳等の制度がありますが、当面要請されている公共施設等社会資本の急速な充実、産業設備の整備強化等に資するため、これらの特別措置につき次のような整備拡充を行なっております。すなわち、その一は、取用等の場合について、その取用等が高速自動車国道、一般国道、国鉄の主要幹線鉄道に関する事業等特定公共事業の遂行に伴うものであるときは、昭和三十八年から三年間、これらの事業者が買取り等の申し出をした日から一年以内譲渡をした者に限り、従来の特別措置に加えて、その譲渡所得のうち年七百万円以下の部分について課税を免除することとあります。

その二は、取用等のように譲渡が強制的に行なわれる場合以外の場合について、従来の市街地開発等一定の政策目的に治り同種資産の買いかえに限り特例を認めていた制度を拡充して、昭和

三十八年から三年間に限り、事業用の土地、建物、構築物、特定の機械及び装置、船舶及び鉄業権等を譲渡し、これらの資産を買いかえまたは交換により取得したときは、圧縮配帳を認め、譲渡を創設することとあります。その三は、個人の居住用財産の買いかえの場合の課税の特例に関する改正であります。これは、現在、譲渡資産が現に居住の用に供されている土地または家屋である場合に限り、土地または家屋である場合に限り、土地または家屋の用に供してないものであつてもよいこととして、その適用範囲を拡張しようとするものであります。

第三は、中小企業及び農林漁業の振興に資するための諸特別措置の新設であります。まず、その一は、政府がさきに提案し、別途御審議を願っている中小企業近代化促進法に関するものであります。中小企業の国際競争力の強化に資するため、同法により昭和三十八年四月一日から三年間に指定される指定事業を営む中小企業者の機械設備及び工場用建物について、指定後五年間、その償却範囲額を三分の一増額することを認めるとともに、指定事業を営む中小企業者が承認を受けて合併し、または現物出資をした場合に、清算所得のうち評価益からなる部分について課税を繰り延べ、または出資により取得した株式について圧縮配帳を行なうことを認めることとしております。

その二は、森林組合合併助成法に関するものであります。森林組合が認定を受けて合併する場合には、清算所得課税につき評価益からなる部分の課税の繰り延べの特例を設けるとともに、合併組合が被合併組合の欠損金を引き継ぐことを認めることとしております。

その三は、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の所得税の納期限の特例であります。昨年農業経営の近代化をはかるため、農地法及び農業協同組合法が改正され、農業生産法人につきまして特に農地の取得が認められることになりましたが、これに即応して、個人が昭和三十八年から三年間に農業生産法人に対して農地等を現物出資した場合に、その譲渡所得に対する所得税の納期限を一定の要件のもとに延長することを認めることとしております。

その他登録税につきましても、中小企業近代化促進法、森林組合合併助成法の規定により法人の設立または合併のあった場合等における登記、農業生産法人が現物出資により取得する農地等の取得登記について軽減または免除することとしております。

第四は、科学または教育の振興に資するため、国または地方公共団体、試験研究法人及び学校法人に対して相続人が相続により取得した財産を相続税の申告期限までに寄付したときは、その寄付財産について相続税を免除する特例を設けることとあります。

なお、以上のほか海運業の再建整備に関する法律の規定により法人の設立または合併のあった場合における登記、及び災害危険区域または防火地域内に新築した耐火構造の中高層住宅の保存登記について、その登録税を軽減することとしております。

最後に、昭和三十七年度末に期限の到来する特別措置のうち、特定のもの

についての期限の延長であります。貿易の振興、企業設備の合理化等当面要請される諸施策との関連を考慮し、新技術企業化用機械設備等の特別償却制度については三年、輸出取引がある場合の特別償却及び所得基準における輸出所得控除額の計算の特例措置については一年、重要外国技術使用料に対する課税の特例措置については二年、航空機の燃料用等の揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免除制度については三年と、それぞれその適用期限を延長することとしたしております。

最後に、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

現行の法律によりましますと、外国保険事業者が日本において保険事業を営むには、大蔵大臣の免許を受けなければならぬことになっておりますが、免許を受けない外国保険事業者の締結する保険契約については、何人も日本において代理または媒介の行為をしてはならないとの規定を置くのみであります。昭和二十四年の立法当時の状況におきましては、このような規定をもつて、免許を受けない外国保険事業者の日本の保険市場を対象とする活動を一応抑止することができると考えられたのであります。最近におきまして国際間の交通、通信の急速なる発達状況を考えますと、免許を受けることなく、事実上、日本において保険事業を行なうと同等のことをなすことがきわめて容易な情勢となってきたのであります。このようなことを放置し、免許を受けない外国保険事業者の事業活動に全く規制が及ばないこととしてお

きますと、免許を受けた保険事業者に課せられております義務を免れております免許を受けたい外国保険事業者が有利な立場となり、不公正な競争によってわが国保険市場を攪乱し、日本の保険事業の健全な発達を阻害する結果を招くおそれがあるばかりでなく、免許を受けたい外国保険事業者と契約したわが国の被保険者その他の関係者が不測の損害をこうむるおそれもあるものであります。

以上の理由によりまして、免許を受けない外国保険事業者の日本における事業活動を有効に規制できるような制度とする必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、外国保険事業者が免許を受けて日本で保険事業を営むのは、日本に支店等設けて行なう場合に限定することとし、日本に支店等設けない外国保険事業者は、日本にある人または財産等について保険契約を締結してはならないこととしております。また、日本に支店等設けない外国保険事業者に対して日本にある人または財産等について保険契約の申し込みをしようにとする者は、再保険契約その他大蔵省令で定める特別の場合以外は大蔵大臣の許可を受けなければならぬこととし、大蔵大臣が許可をしてはならない場合を列挙いたしております。このほか、これらの規制に対応して免許を受けた外国保険事業者につきましても、日本にある人または財産等にかかる保険契約については、日本において契約を締結しなければならないこととしておりますとともに、罰則その他所要の

規定の整備をはかることにしているものであります。

以上、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラルタとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、ほか三法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○白井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○白井委員長 次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤順次郎君。

○佐藤(順)委員 田中大蔵大臣に酒税法の改正の問題について七、八点お伺いしたいと思っております。

御承知のように、酒造業者は国家の最重要な税金を背負っておられる立場において、非常に重要な仕事だと思っております。そこで、最近この酒造業界にいろいろ問題が起きてきて、先回も泉さんと谷川さんに質問したのであります。これは至るところそういう状況にありまして、この中小企業の中で格差が非常にふえまして、だんだん倒れていく。田中さんとも新潟県でありますからご存じだと思っておりますが、小さい業者が倒れていくような傾向があります。今度は中小企業基本法ができる

ような時代でもあるし、こういう問題については大臣はどのようなお考えをお持ちされるのか、まずお伺いしたいと思います。

○田中(大蔵)大臣 中小企業者につきましては、約四千件に対して現在でも例年の例によりまして、企業の内容等に対してこまかく調査をいたしておるわけでございます。これが育成強化をはかって参りますことは、この業種の特殊性から考えまして、大蔵省もそのように重点的に配慮をしておるわけでございまして、何分にも数が非常に多い業者でありますし、内容を十分調査をしながら、また業界との意思の疎通をはかりながら、あるものは企業合同や合併ということも、時代の趨勢としまして行なわれておるものもありますし、それからまたそういう方向で検討を続けておる業者もございまして、いずれにしても長い間税に對しての大へんな貢献もいたしておるのであります。

で、大蔵省としても、積極的に対応が安定をはかって参りたいというところで考えておるわけでございまして、なおその意味で設備の改善その他に對しては、低利長期の金融等についても格段の措置を行なうように、関係各省との間にも連絡等を密にいたしておるわけでもあります。

○佐藤(順)委員 先日も泉さんに聞いたわけでありまして、大蔵省は、しかし産業的な形で見ると、大蔵省は、今田中さんがいろいろ言われました。も、産業としての酒造業に對してどういふ仕事をやっているかということになると非常に疑問があるわけでありまして、主税局を初め国税庁とも、まあ谷川間税部長がやっておりますけれど

も、どうやって税金を取るかというところばかりが中心のように考えるのであります。これは農民では農林省、中小企業であれば中小企業庁という、そういう奨励する面がありますけれども、大蔵省はそれなら酒屋さんのためにどういふことをやったか。私は酒屋でなくてもありませんから酒屋の立場だけでは言いませんけれども、そういうような議論が出るのはやむを得ないと思つた。大蔵省は酒造業者に對して一体どういふような方法で産業として成り立つような政策をとっておられるかという点になります。私たちが心とない点があります。田中大蔵大臣はどういうようなお考えを持っておられるか。

○田中(大蔵)大臣 中小の酒造業者の問題をまず重点にしてお答え申し上げますが、御承知の通り中小企業振興資金等助成法によりまして貸付対象にいたしましたわけでありまして、なお中小企業近代化促進法が制定された場合、酒類製造業も指定を受けまして、資金の確保や合併その他の場合の課税その他に對する特典を手えるように、今各省の間で意見調整も行なっておるわけでありまして、しかし私は、大蔵省へ参りましたから、ただいまあなたに御質問になつたようなことに対しては、十分將來の問題も含めて検討しなければならぬという立場をとっております。

これは税を徴収するために非常に働かしておられる、特殊な企業形態を求めておられる、そういう重要な任務を行なっておる企業であるというだけであつて、これに對して特殊な、また特典的な制度を他に設けておらないというところは片手落ちであるというふう

には考えられるわけでありまして。これは大蔵省の事務当局の意見を聞いてみますと、大蔵省というものはいつでも控え目でありまして、ほかの省の要求をまず先行させて、自分の関係のものに對しては泣いてもらつてゐるのだ、こういう紺屋の白袴かまの理屈がねんめんとして百年近く続いているわけでありまして。こういうことは、大蔵省所管の事項であつても当然なすべきことと對しては勇氣を持ってやりなさい、また当然理論的にもそうあらねばならぬものには對しては配慮すべきである、こういう基本的な觀念を今大蔵省自体でも検討いたしておるもので、これが事態に對して恒久的にどういふ処置をとらなければならぬかというふうな問題に對しては、真剣に取り組んで参りたいと思つてゐます。同時にまた、御質問があるかも知れませんが、いわゆる基準価格の問題その他につきましても、現実を無視して理論一本で押さうという考えではなく、現実問題で当然救済すべく、また安定的方向をたどるために必要である措置に對しては、積極的なことも考えなければならぬのじゃないかというふうな態勢でございまして。

○佐藤(順)委員 大蔵大臣は民間の出身の人でありますから、そういう事情はわかるかと思つてありますが、御承知のように、国家が間接的に酒の税金をとって相当大きな財源を得ておるという立場からも、近代的な酒造の立場は設備に非常に金がかかるような時代になりました。そういう点で医療金融公庫なんというのができるし、いろいろな金融公庫ができっておりますが、地方の中小の酒屋の中からは、われわれは

税金を間接的に政府のために納めておるのだから、当然われわれの設備資金に對しては特別なワケで金融機關を設けてもらいたい、少なくとも今のような時代においてはたくさん金がかかるので、何とかそういう意味で大蔵省は考えてくれないのじゃないかというふうな意見がたくさんあります。莫大な税金をとつておる大蔵省は、酒屋に對してそういう反對給付としての処置をとるといふことが一面においては妥当な線じゃないかと私は思いますが、大臣はその点についてどういふようにお考えになっておりますか、何つておきたい。

○田中國務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、國が要求する面だけを要求しておつて、反對給付は全然ないじゃないかといふことであります。が、そういう考へ方に立つて合理的なもの考へ方をしなければならぬといふことを先ほどから申し上げておるわけでございます。しかしこれが、医療金融公庫やその他のような特別な金融公庫を必要とするかどうかは別にしまして、少なくとも税収確保という意味から申しますと非常に重要な企業であります。全くの私企業といふことではあります。そういう意味においては、これに對する諸施策は、金融も含めまして十分考へていかなければならぬといふ方針だけ明らかにいたしておきます。

○佐藤(觀)委員 その点はぜひ考へてもらいたいと思ひますが、先回もちの堀委員から米の問題で——酒をつくる原料の米が要るのでありますが、その米に對しても政府は何ら優先的な考へを持っていない、と同時にこれは

ずつと配給の時代から特別のワケをもつてやつておつたわけですが、酒といふものが産業として成り立つていくかどうか、おそらく田中大蔵大臣の前からずつと大蔵省は税金をとる対策として酒をつくらせているような傾向があるわけでありまして。これはビールの問題についても、先回いろいろ質問したのであります。ビールの問題を一つとりましても、いわゆるビール麦の問題がある。ビール麦の問題は農村対策の問題になるので、いろいろな方法をとれば、酒、ビールの問題について産業の政策として相当成り立つものだと私は思ふのです。そういう点で、産業としての酒造業といふものに対して、大蔵省はもつと大きな目で考へべきじゃないか、私はそういう点を考へておりますけれども、大臣はそういうふうなことに對して、どういふお考えを持っておられるか、何つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 これは酒造業といふものに対する根本的な御意見でありまして、私もそういう時代にきておるだろうといふふに時代的には考へておるわけでありまして。大蔵省は、非常に長い伝統、のれんといふものにウエートを置いて考へて参つておりますから、今まで支障なく税金もとれたじゃないかといふようなことで、酒造業としての産業的な態勢、それから將來起り得る各種の自由化の問題その他といふような態勢に對してどう対処していかなければならぬかといふことは、事務当局ではそれなりに検討はしておると思ひますが、確たる方針を持つてある目標達成のために相當強い態勢で進もう、目標のときまでに

はこれを片づけたいといふようなまともな意見は現在のところないと思ふのです。個々の問題に對して、審議會や調査会その他民間業者との意思の疎通をはかりながら、法律的には遺憾なき措置をやつております、こういうことであると私も認識いたしております。これから將來に對して、今までは税金を納めるといふ面にウエートを置かれておつたけれども、その反面、一般大衆はそういう特權的な事業をやりたいといふ希望に對しては与えられなかつたじゃないか、だから一面非常に無理な大蔵省の要求に應じておるけれども、また事実上は得るような状態でもあつたんだといふような考へ方が一般大衆の中にあつたわけでありまして。こゝういふものに対しては大蔵省は非常に敏感であり、それは特權的な——収入印紙や切手の売りさばき所もその通りであります。が、官業に通ずるようなものは一つの特權である、専売につらなるものであるといふ考へで、企業も収入もある意味で安定しておつたものといふ考へが根底になつてきておると思ひますけれども、私は將來こゝういふ事業に關して——あに酒造業だけではあります。が、國家が法律をもつて要請しておるような事業を営んでおるものに対して、相當はつきりとした方針をきめて、産業態勢上からも、また諸般の經濟情勢からも対応するやうな目標を持つた考へ方をきめて、いろいろな問題を整備して参らなければならぬといふ考へております。

○佐藤(觀)委員 そういう点から考へてもらいたいと同時に、基準價格の問題でいろいろな問題が出ておりますが、私は現在の酒やビールの税金が高

過ぎるという考へを持つておるわけですが。先回も谷川さんからいろいろ聞いたのであります。が、ビールは百十五円しておりまして、一本六十一円から一の税金をとつておる。そういう關係から百姓の立場からすれば、ビール麦をつくるのにビール一本で一円の代金をもつてえれば、どんなビール麦でもつくるといふことを言つておられます。それから今の酒税のあれは生産價格の大体二倍くらいは税をとつておるのではないかと。戦前は大体三〇%くらいの税でありましたが、現在のところは税金が高過ぎるやうな傾向がある。特に二級酒とかビールといふやうな一般酒に對しては、ある程度下げても売上げが相當上がるので、税をとるといふ立場からすれば決して不合理ではないと考へます。先回も日本の酒やビールの税金は外國に比べて高いといふことを聞いております。が、こゝういふやうな時期にもつと減税して安くしてたくさん飲ませるやうな——酒やビールをどんどん飲ませようといふことは、日本の將來にとつてどうかといふ問題は起きますけれども、そういう考へ方ができないものかどうか。この点、こゝしは予算ができておりますけれども、大蔵大臣はどういふお考えを持つておられるか、それを何つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 酒類に對する税金が確かに諸外國に比べて相當高いといふことは認めます。しかし大蔵省が今考へておりますのは、長い伝統によつて財政収入にいわゆる税源としてのウエートが酒類の税に非常な置かれておるといふことであります。しかし、それはいつまでもそのやうな過去の考へ方だけを基準にして考へられませんか、

ます日本の税の体系はどうあるべきかといふことに對して、御承知の通り内閣の税制調査會に諮問して、これから抜本的な改正また御意見等の答申を求めておるわけでありまして。酒に對する税金が非常に高い、特に諸外國に對するビールと比べるとはるかに高いじゃないかといふ議論が絶えずなされますが、私たちがそんな氣持で諸外國を回つてみたのですが、これは大蔵省の見解も理屈はあるのです。向こうの方は非常に強い酒を飲んでおります。ビールはお茶がわりといふことであります。ところが日本は、私のやうに酒をあまりたしなまない者は、ビール一本で非常に豊かな氣持になる、こゝういふ状態が違ふといふこともあります。しかし、ビールがすでに大衆酒であつて、だんだん國民のお茶がわりになりつつあることを考へますと、今までのやうな勘定だけでビールの税金はこれでいいのだ、これでなければ税収は確保できませんといふやうな固定した觀念でおるべきでないといふことはもちろんであります。が、こゝういふものはいろいろな財政上の問題もありませんので、より広い、高い立場でもつて、學識経験者の意見に基づいて、答申を基礎としてこれからやつていきたいと思ひます。こゝし大衆課税といふことでもつて減税したらどうかといふ御意見もあるでしょうが、これは去年間接税が最終的な年度であつたといふことで大幅な減税、六百數十億といふ、七百億に近い減税を行つたわけですが、その半分は酒の税金を下げた、しかも大衆酒を中心にして下げておる。こゝういふやうなこともありますので、今の段階においては、今御説に

あつたような諸外国との状況も十分勘案をしながら、また比較検討しながら、国民の中にどういふものが大衆酒酒になつてゐるのだという実態もつかみながら、将来の問題として真摯な態度で検討すべきだと思います。

○佐藤(觀)委員 御承知のように今度の法案は私たちが主張したような筋の通つたものでありまして、清酒の問題と合成酒の問題、それから本みりんの問題などについても、いろいろ私たちが言いましたことがいれられたことは、非常に喜んでおりますが、ただ問題は、今度自由化になつて洋酒の問題などがいろいろ出てくると思うのです。そういう点で、洋酒の方は響かない所でありますけれども、酒造業全体に対して転換期にきているのではないかと。こういうようなときにおいて、私は産業としての酒造業に対しては、やはり従来の行き方がありますので、なかなか思うようなことにならぬ。泉さんはそういう点では非常に詳しい人でありまして、既成の觀念についてはけんそんしておられますけれども、大臣という職でないで、思い切つたことができないだろうと思ひますが、そういう点で、田中さんは何と云つても民間から出られた大臣でありますから、抜本的なことができると思ひますが、何かそういう点の新しい考え方がおありであるかどうかということも伺つておきたい。

○田中(中国務大臣) 私は民間出身でありますけれども、大蔵大臣であります

ので大蔵省と一体になって検討いたしておるわけであります。今どきはやりの前向き姿勢でこれらの問題を解決しようというふうに熱意を持っておるわけでございます。確かに酒の問題は私は専門家の間には意見がたくさんあると思いますが、非常に長い歴史がありまうのと、比較的今まで、戦前、戦中、戦後を通じて、的確な行政指導その他によつて効果が得られて参りましたので、多少現実的な外部からの圧力というようなものに対して、甘い考えという表現がどうかわかりませんが、そういう状態にないということはいいなと思う。このごろ、日本酒を飲めば胃が悪くなるが、洋酒を飲めば胃はいいなどということが、だんだんと日本の国民の間に出て参りました。これは国産愛用という意味からいいますと、私は大へんなことだと思つておるのですが、そんな風潮が一部においても出てきておりますときに、七千円、八千円、一万円するものに、七千円、八千円、一万円の上等品が、いわれているウイスキーの上等品で、實際自由化になれば千円か九百円で入ってくる、こういう事実を考えますときに、日本の酒造業、またビールその他酒類に関する産業がこれに耐え得るかどうか、これは大へんな問題であります。これは産業の維持そのものよりも、将来の財源確保という問題を考えてみましても、少なくとも目標を持つて自由化というものの、また外国からの酒類というもののに対して対応できる態勢を整えていかないと、日本人はウイスキーばかり飲むような国民になってしまわないとは言えないわけでありまうから、これらの問題に対しては、旧来の觀念にとらわれることなく、積

極的な状態で検討して事態に対処していくことは当然だと考えます。先ほど言われた通り、専門家はたくさんおりますから、専門家の意見としようとの意見を十分調整しながら遺憾なきを期して参りたい、こう考えます。

○佐藤(觀)委員 私の持ち時間がありませんから、最後に申し上げますが、大蔵省の管轄の中でも専売、所得税、酒の税金が大きな支柱になっております。そこで、酒もだんだん増当がふえます。そして、すでに三年くらい前から九州あたりではだぶついておるような傾向もあります。おそらく有名なメーカーは、広告やその他でうまく転換していかれますけれども、中小の、今三千八百五十があると思いますが、そういう酒屋さんは、今の状態でいくと前途が暗い。おそらく、大メーカーはいいけれども、中小のメーカーはほとんど倒れていくような傾向にあることを心配しておるわけであります。私の愛知県でも小さい酒屋がたくさんありまして、たびたび会合もしておりますけれども、酒の問題は、日本の長い伝統のある商売だけに、非常にわれわれ考えなければならぬ問題があるわけです。それと同時に、販売の政策などについても今まで通りの方法でいいのか、もう少し何らかの形で変えていく方がいいのかというように、問題がたくさんあると思います。ただ現在の酒造業者のやり方、あるいは大蔵省の考え方では、中小は倒れていくという心配もあります。が、そういう心配はあるのかないのか。田中さんは勘のいい人でありますから、その点だけ何って、私の質問を終わります。

○田中(國務大臣) 御説の通り、中小三

千数百軒でございしますが、これらの問題は先ほど申し上げたように非常に重要な問題でありますので、勘だけではなく、データに基づいてこまかい配慮、調査を行なっておるわけでございます。先ほど申した通り、日本の酒造業そのものに対して、自由化に対してどうするのだという問題もありますから、きょう、あす、一年くらいですぐやるといふことではありませんし、当然いろいろな措置はありますにしても、飲みもの、食いのものに対しては、

長い歴史が必要であり、嗜好という問題に対しては、今日相当長期の見通しを立てておかなければならぬということとは当然であります。特に、わが国の酒造業は、強いものはばか強いが、弱いものは全く明治初代から連綿としておる規模そのものである、こういう意味で格差があまりにもあり過ぎまして、これらの問題は一律画一的に何とかがいたしますというだけで解決する問題じゃないかと思うのです。でありますから、先ほども申し上げましたよう

に、日本の酒類製造に対して抜本的にどういう方向を立て、どういうスケジュールによってこれを合理化していくのだということを考えまして、今のうちに、現実だけをもととして、それに對して彌縫策を施していけばいいのだというような考えではなく、相当はつきりした目標、具体的な態勢をとつていかなければならないだろうというふうに考えておるわけであります。しかし、これは釀、小売その他いろいろな問題につきましても長い歴史的な事実が積み重なつておりまして、その法律によつてこれを一挙に改廃するといふようなことは非常にむずかしい。

い事態でございますが、そうかといつてこれに手をつけないというわけにはいきませんから、業者の意見も十分聞きながら、また学識経験者の意見も十分参考にしたながら、今まで長いこと国に協力をした者に対して、自由化だから一つ適当なおやり下さいというようであつてはならないという考えであります、今度の法律案提案を契機にしてより一その速度を早めて検討を行ないたいという考えでございます。

○白井委員長 広瀬秀吉君。
○広瀬(秀)委員 産投会計法の一部改正関係について御質問を申し上げたいわけでございますが、昭和三十八年度の予算にござりますが、産投会計から国債整理基金に五十億圓を繰り入れることになっておるわけです。これが昭和三十十七年度が大体二十五億、三十六年度が十五億というように非常に少なくなつたわけですが、これを一気に五十億というよりなところまでできたのはどういふわけですか。

○田中國務大臣 事実問題でありますから、政府委員をして答弁させます。

○稻金政府委員 御承知のように産業投資特別会計でかつて、昭和三十四年であります。この償還の關係が、当分であります。この償還の關係が、当期債と短期債がございまして、中期債の關係が逐次満期償還日がある。その關係で年度々々で繰り入れます額が違ってくるわけです。

それでお尋ねの三十八年度であります。ただいまお話のございましたように三十八年度で産業投資特別会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れますものが約五十億円あります。この

内訳は、既往の——先ほど三十四年と申し上げましたが、年度で申し上げますと三十三年度に発行いたしましたわゆる産投外債、この関係での償還利子その他の関係で繰り入れますものが三十二億であります。それで残りの十五億であります。これにつきましては今回提案いたしまして御審議いただくことになっております三十八年度発行予定の外貨債の主として事務取り扱い経費、いわゆる発行手数料等でありまして、そういうものを予定いたしております。合計五十億になるわけでござい

ます。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

いと思ひますが、こういう工合にして、各特別会計からあるいは一般会計から国債整理基金特別会計に財政法六条等によって繰り入れを整理基金にいたしておるわけであります。そこでこの予算書を見てみますと、国債償還に必要な経費が昭和三十八年度で一千四百六十一億九千八百九十萬というものが計上されておるわけであります。ところが一方の中には借りがえ等の問題も入つておるわけであります。それでこの歳出の面に国債償還に必要な経費として千四百六十一億からのものを入れておきまして、しかもこれは一体償還計画との関係でどうなつておるのか、おそらく九百億くらいしか償還計画は具体的でない。しかも予算書には千四百六十一億というものが必要な経費として出している。これは一体どういうわけですか。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

くずされるということにはなつておらないわけで、当該年度に償還をした残額は、当然翌年度もしくは翌々年度に繰り込まれて参るわけでございまして。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

十八年度におきましては全額の千四百億圓——おそらくこの中には現実に償還を必要としなかつたと思われる額も出て参ると思ひます。しかし総体について歳出権をいたしておる、かような建前で法ができておるわけであります。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

○田中大臣 先ほどの御質問にも関連してお答えいたしますが、国債の発行残高は昭和三十四年度末で五千四百三十五億、三十五年度末で五千二百九十三億、三十六年度末で四千九百二十七億、こういうことになっております。

事欠かぬのだ、こういう関連にこの会計を置いておるわけですか、その点を一つはつきり……。

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

○田中大臣 国債償還の問題につきましては、先ほど申し上げた通り三十八年度は十分償還が可能でござい

しかし、それを見通して四月一日以降に繰り越される分の勘案をしまして、全部使い切ったという様なことにはならないだろう、歳入欠陥が生ずるといふ様なことにはならないだろう、こういう見通しでございませう。

○広瀬(秀)委員 この予算を組んだ当時の見通しとしては、少なくとも第二次補正を組んだ後においては、税収の伸び、あるいは税外収入の伸びというものとは大抵なまいという前提に立つておつたと思うのです。その後の推移を見ますと、日銀の納付金とかその他いろいろあつたやうであります。そういうやうなもので六百億ぐらゐりありやうだといふやうなことを最近いつております。税収の伸びも、その後百億ぐらゐり伸びたといふやうなこともいわれておりますが、しかしさういふやうなことはその当時にはなかつたはずで、さうすると、もう三十九年度に備えてここで操作をしておつた、こういうやうに私どもは見られるわけですが、特に国債整理基金といふものが、さういふやうに常に大きな余裕を見て、いわば政府の隠し財産的な性格を持つてゐるのじゃないか、さうでなければおかしいのです。千四百六十一億といふ、五百億も幅があるやうな歳出計画といふものが当初から予定されて、さういふものが計上されておるといふのは、ほかの特別会計等にもあります。

○田中(秀)大臣 これは議論のありましたところで、三十七年度はいろいろな情勢を考えまして、経済的にてこれ入れもなければならぬだろうし、自由化に対応しても相当な歳出が要請を

せられる、こういう意味で財政法の改正を考えまして、決算剰余金を二分の一繰り入れるといふものを四分の一にした方がいいじゃないかといふやうな議論がおとしの七、八月ごろからありましたことは御承知の通りでございませう。私は就任と同時に、健全財政を貫く、こういうことを宣言いたしましたので、少なくとも健全財政の基本に沿つて考える場合、財政法を改正をして国債整理基金に繰り入れるものを半減したり漸減をしたりといふやうな方針をとらない、こういうことを非常に

はつきりいたしておつたわけでありませう。でありますから、まあ予算が組めたからいいやうなもの、財政法の改正も行なわす取りくずしも行なわないうで、予算が組めなかつたらといふやうな議論で御心配願つた方もございませうが、私は少なくとも三十八年度の予算は組み得る、こういう見通しでおりましたので、財政法の規定通り百六、七十億の決算剰余金の二分の一を繰り入れておるわけでございます。でありますから、法律に基づいてそのまゝの状態でも繰り入れを行なつたのでありまして、人為的、意識的に五百億、六百億の資金を後年度に繰り越すといふやうな考えを持って予算編成を行なつたのではないといふことだけ御理解願ひたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 それならば、千四百六十一億が一般会計から入つていませうが、そのほか借入かえが三百二十二億ある、借入かえは一体どうしてやるのですか。法律的には借入かえをすることができるとはなつていませうけれども、一体それだけの余裕が出るといふことがはつきりわかつていませう。

ら——これは当初からわかつていませう、わかつておりながらお借入かえをやるという根拠はどういふところにあるのですか。

○田中(秀)大臣 この借入かえというのは、財政事情、金融の状態その他で、日銀、大蔵省で十分連絡をとりながら、例年非常にうまくやつておるわけでございます。でありますから、国債償還といふものは一日でも早く、一、二時間でも早く償還して、なくしてしまつた方がいいじゃないかといふやうな考え方も一つの理屈でございませうが、政府の財政金融政策全般を考えるとときには、さういふさつぱりにしてしまひたい、国民が背負つておる借金といふものは一日も早くなくしたい方がいいといふ純粋な考え方だけでいっているわけではございませう。償還計画については、予算編成の當時、三十八年度までの程度借入かえを行なうかといふことは当事者間で十分話し合ひをしまして、妥協な数字を了解し合つてそこでおおむねのめどをつけておるわけでございます。初めから三百数十億の借入かえができるのであつたならば、当然それだけ繰り入れれば余裕財源が出るじゃないかといふ問題になるかと思ひますが、それはい

たといふことは関係がないわけでありませう。

○田中(秀)委員 私の質問に対して焦点をはずしているわけですが、繰り入れ一千六百六十一億一般会計から繰り入れられておるわけですが、それだけでも償還には事欠かないといふことははつきりしているわけですね。それにもかからず借入かえをやる、これは借入かえはできるという建前にはなつておりますが、実質的な経済効果、経済的な意味としては、これは新しい公債の発行とは別に変わらぬわけでしょう。今までこれについても借入かえの際にどうやるのかといふこともあまり明らかにされておりませんけれども、借入かえのときには、主として日銀からもしえんし、民間にも国債があります。民間の国債も借入かえをする場合があります。日銀の場合には限度が予算総則でございませうけれども、民間の場合には借入かえといふことは一切やつておりませんか。日銀だけですか。

○稲益(秀)委員 お説のように市中銀行手持ちの国債はございませう。これにつきましては従来の扱いを申し上げますと、三十六年度まではやはり借入かえを全額やつて参りました。それから三十七年度から三分の一だけ償還、三分の二を借入かえする。現在私どもが予定いたしましたおきましては、三十八年度では国債整理基金の財源、こういうものをにらみ合はせまして、一応市中の分につきましては全額償還を行ないたい、かように予定いたしております。ただ先ほどからお説の日本銀行手持ちの分でございますが、言つてみませうればこれを借入かえをやりませんで全額償還するといふことになりませう、それ

だけデフレ的な政策が行なわれていくわけでありませう。従来ともさういふ日銀手持ちの分については借入かえをすつと実行して参つておりました。日銀ともちろん協議の上であります。行いたしてはいるわけでありませう。一面考えますと、中央銀行でありまして、現在手持ちが二千億程度あるわけでありませう。現在の日本銀行の資産をながめませう場合に、この程度の国債を保有しておるといふことは中央銀行としてこれは決して多過ぎることはない、妥当ではないか、かような考えでございませう。

○田中(秀)委員 日銀手持ちの国債を次々に借りかえていくといふことは、財政法でいかにいわれておる日銀所

確にお答え願いたい。

○田中国務大臣　国債整理基金へ必要な金をつぎ込んだではないかということは、財政法の規定をそのままに、改正等を考えないで財政法の規定通り決算剰余金の二分の一を繰り入れたということでありまして、健全財政主義を貫いたということであります。

第二の、そうであるならば資金があるから、日銀手持ちの借りかえに對してはただし書きを引用してやる必要もなないではないかという問題に對しても申し上げました。第三点は、そうすると結局五、六百億残るということを前提にしておるのは、財源を三十七年度の第二次補正までやれば精一ぱい使い切つてしまふので、当然三十九年、四十年に国債償還の計画があるのだから、その分まで繰り入れるということであらう。

えたじやないか、こゝろは御質問のようでございますが、これは先ほども政府委員が申し上げた通り、当然繰り入れられるという法律に基づいて繰り入れられて、その後三十八年、三十九年、四十年と実際の国債償還計画を今までの日銀手持ちの国債の借りかえ等の例に徴して計算をしてみますと、三十八年も九年もおおむね国債償還は整理基金の範囲内において償還できます、国の債務は十分履行して参れますという結果になっただけであります。て、三十八年の剰余財源——三十七年度のものを食つてしまつて三十九年度にはもう繰り入れれるものがないからと云うことを前提にしてあらかじめ繰り入れたというものではございません。

○広瀬(秀)委員 まだ納得はできませんが、きょうは大蔵非常に忙しくて時間がないので、それからもう一点だけ何っておきたいと思ひます。

国債償還に必要な経費というものと、実際の償還計画というものは非常に食い違ひ、そういうようなことも大蔵省の建前で本年度の償還計画というものは公表しないというようなことはわれわれとしては今日の財政民主主義の時代においてあまりにもおかしいやうに方じやないか。そういういろいろな問題は別途にやりますけれども、少なくともこの大蔵委員会ぐらいには、償還計画の明確な資料を出してもらいたい。これはできませんか。

○田中(秀)大臣 国債償還計画を公表しないという問題に対しては、私もまだつまづかずにいたしておりますけれども、残余の問題に対しては政府委員が答弁をいたしますが、しかしこれは国債償還計画を明らかにしなければならぬというところはないと思ひます。またこれが国の内外に対しても微妙な影響を持ちますし、弾力的な運用をするということが国債償還というよりな問題に対しては、相当ウエートを置いたものの考え方であり、またそういう方針で運用されておるといふ過去からの方針は誤りがないのではないかとはいふに考えております。こまかい問題に対しては政府委員をして答弁いたさせます。

○稲益(秀)政府委員 先ほどもちよつと御説明いたしました、来年度につきましても七百億ないし八百億といった幅のある考え方をいたしておるわけであり、一番大きな原因は戦後できて

おりますIMFへの出資国債、現在残額が千億程度まで残つておると思ひますが、このIMFの加盟国が引き出しの要求をいたしましたし、しかもそれをどこの国の通貨の引き出しをやるか、これは全く想定がつかないわけであり、非常に大変な問題に見通しは、非常に大変な問題を持っております。そういう性格のものであります。これは私どもが七百億ないし八百億というのを申し上げました際には、たまたま三十七年度百九十億あまりの引き出しがあったわけであり、今後どういふところから引き出し要求があるか、実はところ明らかなわけであり、あります。やはり二百億程度を予定しておくのが一番安全ではなからうか。こういふ想定をやるという問題になるわけであり、従ひまして、これを公表いたしましたとしても、実は非常に変動する要素が多いわけであり、そのうち二百億が三百億になるのかあるいは全然引き出しがないのか、いろいろな場合が想定されるわけであり、あります。そういう意味で、いたすに一般に公表いたしましたわけをするのもいかなるものであらうか、こゝういふ建前で今公表したくない、こゝういふ考えでおるわけであり、たゞ今それでは七、八百億といふのはかりにどういふ計算をしたのだといふお尋ねでありますれば、そういう一応の仮の試算を申し上げる、これはできると思ひます。

○田中(秀)委員 今最後に言つたものでもいから一つ大蔵委員会に出してもらいたい、この要求をいたしまして、これで終わつておきます。

○白井(秀)委員長 堀昌雄君、堀委員、先ほど同僚の佐藤委員が少し御質問になりましたが、酒税の問題について、大臣に基本的なお考えを少しお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初にお断わりをいたしておきますけれども、お約束の時間が実は二十分しかありません。私が一分しやべつて大臣に十分つしやべつたら、二問しかできませんので、簡明直截に、説明はつこうです。こゝうするとかああるとか、イエスとかノーとかとさせていただきます。一つ質疑を合理的に進めさせていただきますので、特にお含みを願つて質問に入りたいと思ひます。

まず最初に、今一番問題になっておりますのは、私が昨年の十月十二日でございまして、取り上げました基準価格という制度の問題がどうなるかといふことが、これは酒税業界にとつて非常に大きな関心事だと思つております。過般この委員会でも閣議部長、国税庁次長等と少し議論をいたしました。が、事務的段階では結構がつかない問題がございまして、きょうは一つ大臣から明快な御答弁をいたしたいと思ひます。

まず第一は、酒税の問題について、実はこれまで法律として酒税の保全及び酒税組合等に関する法律といふものがございまして、その目的の中には、「この法律は、酒税が国庫収入のうちに占める地位にかんがみ、酒税の保全及び酒税業界の安定のため、酒税業者が組合を設立して酒税の適切な供給調整等を行なうことが出来ることとする」と、政府が酒税業者等に対して必要な措置を講ずることが出来るようにし、もつて酒税の確

保及び酒税の取引の安定を図ることを目的とする」といふふうに規定をされておるわけですが、これはまさに日本の税制として見ますならば、要するに税金を取るものの側の都合と、それに関連をする業界の部分については述べられておりますけれども、酒税を納めておる消費者国民の立場については、一言も触れてないわけですね、この法律は。これはやや片手落ちではないかという感じがいたします。

そこでまず最初にお伺いをいたしますのは、この酒税という問題、お酒という広い問題を含めて、今一番肝心な守らるべき立場は一体何か。消費者国民大衆、あるいはそれをつくる、及び関連する業者、あるいは政府なのか、一体いづれをあなたは第一義的に考えるかといふことをお伺いいたします。

○田中(秀)大臣 非常にむづかしい問題でありまして、簡便にお答えはできませんが、これは政府それから業者の安定、それから消費大衆、これはほとんど同列に考えるべき問題であります。

○堀(秀)委員 同列に考えるといふことであれば、今後この酒税の保全及び酒税業者組合等に関する法律の中には、まず消費者の利益といふべきか、こゝういふものを一項入れるべきかと思ひます。どうですか。

○田中(秀)大臣 もうそれは入れる必要がないのです。それはどういふことかといふと、それは当然政府があらゆる施策において国民大衆の利益を保護しなければならぬといふ憲法を基礎としてのものでありますから、あらためて中小企業基本法とかそういう特別な事由があるといふもの以外、法律

に明定をするといふことは、必要がないと思ひます。

○堀(秀)委員 それなら法律に書いてなくとも、ちゃんとあなたの方では消費者の利益は守られておる、守つておると判断している、こゝういふことですね。それはそれでよろしい。

その次へ行きます。この酒税行政懇談会というのが行なわれて、学識経験者や業界の方の意見が述べられておることは、すでに大臣も御承知の通りだと思ひます。そこでこゝで出された主たる意見というものは、まず現在ある基準価格というものは、自由価格へ移行する過渡的な処置であるから、そこでまず現在としては、大部分のこゝういふ基準をはずした方がいいのではないかと、ただし清酒二級とビールについては大衆的に非常に影響をする範囲が広いので、それはいづれも生産者価格においては残したと、こゝういふのが酒税行政懇談会における学識経験者の意見の集約のようについて大臣として、私はこゝういふ方向でよろしい、こゝういふ考え方ですが、大臣はこゝういふ方向でよろしいと思ひます。

○田中(秀)大臣 御質問の通りだと思ひます。

○堀(秀)委員 それではその点においては私と大臣は意見が一致をいたしました。そこでこゝういふことでございまして、これを具体化するについては、今度時期の問題が出てくると思ひます。そこで時期については、実は私とこゝういふと議論をこゝでさしていただきましたが、まず第一にこの間田中さんもお聞きになったように、予算委員

会で宮澤経企庁長官は、とにかくこう
いう料金を一切上げないのだというこ
とを、かなり強くおっしゃっておるわ
けです。私はそのときには田中さん
には、あなた、きょうはやりませんか
ら、聞いておいて下さいというので、
経済企画庁長官とだけやったわけだ
が、しかし今の問題の中で、どうして
も原価が上がつておるものを、それも
酒税の保全の対象にしておるものを、
公共料金に關するから一切上げない
ということが、これは現実の問題とし
てはなかなか問題があると思ひます。減
税でもしてそれをカバーするといふの
ならそれは別ですが、そうならない限
りには必要最小限度のやむを得ざるも
の、私も消費者の立場に立つておるけ
れども、やはり企業は一切赤字であつ
てよろしいというわけにもいきませ
んから、だからやむを得ないと思ひ
ます。だからそこは一つあなたの方は企
業守と十分話し合ひをやつていただ
くとして、こういうものの変更が行な
われるときは、大体年度のかかり目と
いふのがいろいろな配慮が入つてこ
くて一番すかつとするのではないか。
いろいろ時期については問題がありま
しよ、各業界いろいろな意見もあり
ましょ、しかしそういういろいろな
角度からくるものは、あつてもない
こつてもないといふと非常に複雑なん
で、大体この前減税も四月一日に実施
をして、その際減税分は一切値上げし
てはいかぬといふことで押えてきた経
緯もあるといふことを考えますと、私
は実施時期は四月一日といふことで処
理をしていただくの、この際最も適当
であるといふ判断をいたしております
が、大臣はいかがでしょう。

○田中中国務大臣 あなたが申された通
り、なるべく早い時期といふことであ
りますから、四月一日といふ考え方は
一つの考え方であるといふふうに考え
ますが、より広範な立場から私たちが
今検討いたしておるわけでありませ
ん。特に宮澤経企庁長官との意見の調
整もございませうし、選挙が行なわれ
るといふようなこともありませうので、地
方選挙は酒を飲むといふことを前提に
して考えておるわけではございませ
んが、やはり大所高所からきまこま
考えていかなければならぬことも、そ
れから今言われた通り基準価格、二級
酒、ビールに対して昭和三十五年にき
めたままになつていますからといふこ
とで、これは当然その後のあらゆる基
礎的な計数が上がつておりますから、
こういう正すべきものは正さなければ
ならぬ。ことにこれは当然な議論だ
と思ひますが、ある意味においては自由
化を、そういう大衆酒よりも、中小企
業という問題もありませうので、それ
らの企業の安定といふことも考えなが
ら、今乱売しかけておるものを、乱売
もさせないで安定もさせながら、しか
も基準価格は補正をする場合にはきち
んとしてやりながら、実際の消費者に
影響がなるべく及ばないようになつて
配慮は当然考えなければならぬ問題
でありますので、これらの問題を十分
勘案しながら、先ほど申し上げた通
り、できるだけすみやかな機会といふ
ことで、今めどをいつに置くかといふ
ことに對しては、慎重な考慮をめぐら
しておるわけでありませう。

○堀委員 問題は、長年の同一種類の統
制の中にあつたものが自由化をされた
のでありますから、私は各業界にお
いても非常に心配をしておられること
だらうと思ひます。ただししかしこの自
由化といふような問題は、取り越し苦
勞をしておただけではないつになつて
もできないわけですね。やはりある程
度のところは思い切つて自由化をし
て、そして起つてきたいろいろな予
測せざる摩擦なり矛盾なりは、これは
別途の角度で調整しなければならぬと
いふことは当然です。やはり中小企業
対策としての側面もありませうから、そ
の側面は側面として、やはりこういう
自由化といふものは思い切つた形でや
らなければ、現実にはできないといふこ
とはあなたよく御承知のことと思ひま
すから、これ以上私は申しませんけれ
ども、その点はしっかりときちんとして
処理をしていただいて、ただし残る部
分については処理を十分考えていただ
く。そこでその中小企業の部分に對
する問題としては、私は国税庁側ある
いは主税局側で準備不十分な点がある
ような感じがいたしますのは、自由化
はときにはある程度うしろ側の背景を
もう少し整理しておいた方がよかつた
のではないかと私は感じておるわけ
であります。というのは、やはり酒税の
保全及び酒類業組合等に関する法律と
いふこの法律は、まだ大統制の中で
処理をするといふ考え方が土台になつ
ておりました。これをすつとしまいに
読んでみますと完全自由化の立場にお
ける法律になつていないんですね。目
的のうしろの方の部分に徴してしま
「政府が酒類業者等に対して必要な措
置を講ずることができるようにし、
もつて酒税の確保及び酒類の取引の安
定を図ることを目的とする。」こうなつ
ておるわけです。このことはやはり依

然として行政指導なりそういうものを
もつて安定をはかることに主体が置い
てあつて、資本主義経済の原則的な自由
競争の中で、よりよきものがより利潤を
得られる、合理化によつてその企業を推
進しておるものがより高い利潤を得ら
れるといふ資本主義的なメリットと消
費者がそれによつていふものをより安
く受け取れるといふ問題は、この酒税法
の精神の中にはないわけですね。だから私
が最初に消費者の立場といふ問題に触
れたのは、あなたはおっしゃつたけ
れども、この法律の体系はそうなつて
いないといふことを申し上げたわけ
です。そうすると、ほんとうはこつちを
先に變えて、そして自由競争ができて
も、今のそういう業者たちが必要以上
の摩擦を避けるような何らかの配
慮が先にあつた方が、実は自由化をや
るについてはやりやすかつたのではな
いかと思ひけれども、もう時間がここ
まできておりますからそんなことは間
に合いませんが、一つすみやかにそう
いう自由化に對応したところのこの法
律の改正といふものを、各業界なり
学識経験者の意見を十分取り入れて立
案をして、できるだけ早い機会に国会
に提案をしていただきたい、こういう
ふうに私は考えますが、大臣のお考え
はいかがでしょう。

○田中中国務大臣 御説の通り自由化に
對照して、しかも税収入を確保しなけ
ればならぬといふ國の大きな目的があ
りますから、ある意味においては酒
税収入の確保に伴う企業の安定に關す
る法律といふようなものが必要だつた
かも知れませう。また将来それら
ものが、立法手段によるか、行政措置
で現在いろいろな行なわれております特
例法その他を拡大適用することによつ
て、できるものは今日からでもやらな
ければいかぬだらうといふことに對
して、われわれ政府内部でも十分意思
統一しながら對照していかなければな
らぬことは言うを待たぬと思ひます。こ
の間八八%自由化したときにも
ウイスキーの問題等に対して、これは
大蔵省の所管でありましたが、これを
やるといふことで対応策を考へる方が
一つの刺激剤になるかもしれぬとい
ふことも考えたわけでありませうが、一
寸のがれにのかれればよいといふよう
なことでは時期を失したかも知れませ
ん。そういう問題はいつまでも延ばし
得るものでもありませんし、そういう
問題に對照しながらこれは特に企業の
安定だけでなく税収入確保といふ大
きな問題がありませうので、真剣に検討し
具體的な問題を一つきめていくべきだ
と思ひます。

○堀委員 時間がありませんがもう少し
しやります。実は濁酒、どぶろくとい
うのですか、この密造が依然として非
常に東北六県及びその他の地域である
わけですね。国税庁では何か推定九十万
石、年々減つていくといふことになつ
てゐるのですが、信用しないわけでは
ない。一体推定の根拠は何か、これは
とつくり国税庁とやりますか、きょう
は時間がありませんから……。一体推
定の根拠は何かといふと、九十万石
じゃなかつたか。もつとたくさん密造
されてゐると思ふ。これはなかなか東
北方面では重大な問題になつてゐるわ
けですが、やはり密造酒を飲ませるこ
とは健康上よくないですよ。これは、
フーゼル油が入つてゐるようなものを
飲んで高血圧の原因になりますし、心

職にも悪いし、私も医者の立場としてよろしくなくとも思ふ。しかしよろしくなくとも思ふ。これは飲んでいるわけですよ。これをやめさせるようにするということになると、やはり清酒の二級については税率をもつと下げてやらないといふかぬのじゃないか。だから、九十万石と推定すれば税額として約百四十億抜けているわけですよ。これがもし二百万石密造があるとすれば四百億円くらいは税収で抜けてしまつてゐるだらうと思ふんですよ。そういうふうな考へてくると、一つ思い切つて、この今の税制の問題も一つありますが、そういう密造という問題が国民保健にも非常に影響がある、そしてそれが脱法行為をしてゐるということによつてこの地域の人たちが非常に暗い気分の中で生活をしてゐることは、私はやはり取り除いてやらなければいかぬと思ふ。そうするためには酒が安くならなければ、何も手をかけて密造するとは思いません。何とか一つ東北六県、東北六県の人がいませんか。(東北だけじゃないよと呼ぶ者あり)それは特に東北六県が激しいわけだけれども、そういう部分については税制という問題を離れて配慮をする必要等があるんじゃないか。この点を一つ税制調査会に対して、大臣にこの問題、要するにどぶろくや密造という関係の問題から税制調査会は清酒二級についての税率を少し考へてみる余地がないかどうか諸問をしていただきたいと思ひますが、大臣諸問をしていただけますか。

○田中国務大臣 酒税という問題に対しては、これは国民保健衛生の考へか

らもまづこうから取り組んでいかなければならぬことは事実であります。今東北六県と言われましたが、これは新潟も東北六県に入つてゐるわけでありまして、これはただそこが多いというのではない。それだけきつと貧しいし、それだけ大衆酒が必要であるといふことを根本的に解決しないで罰則だけ適用しても解決する問題じゃありません。そういう意味で現在の二級酒の税額を下げていくということも一つの考へ方でありまして、この大衆酒といふものが酒の自由化その他に対しては当然生まれてくる問題でありますから、税額確保という問題だけではなく、国民大衆に飲むなといつても飲まないわけにいかぬものでありますから、そういう意味で、どういふものを考へなければいかぬのかという新しい観点からこれらの問題と取り組んでいくことは必要であります。私は理論的にだけ今までの経験だけに基つてということではなく、やはり適法であり受当な状態をつくるために努力をしなければならぬことは当然でありますから、これらの問題について税制調査会の問題として提起をすることはもちろんですが、それだけではなくより高い立場から広範な観点に立つて検討したいと思ひます。

○田中国務大臣 酒税という問題に対しては、これは国民保健衛生の考へか

を除いて取りはずすという方向にいつておる。そのこと自体は全体の日本経済の趨勢から考へて一応理解できない節ではないと思ひますけれども、しかし私はここでいろいろ考へなければならぬ現実を忘れてはいけません。第一点は、そういうふうになりますと、必ず末端の生産者ないし販売層において過当競争が行なわれる。それは結局はいわゆる零細な規模を持つてゐる者が特にしわ寄せを受けて、それは地方的に渡であるとか、こういう非常に銘柄のある大きなメーカーなら別でありますけれども、全国全体の酒造業界を考へれば、大体八割に近い業界といふものはそれによつて非常にしわ寄せを受ける。その結果は部分的にはある程度酒の相場が下がることによつて消費者のプラスになるという面が一応考へられるけれども、結局やはり生産者はそれによつて競争しなければならぬという結果から、酒の質を悪くすることによつてかえつてまたそれが消費者の不利にはね返る。こういうことも第一考へなければならぬ。同時にまた、やはり先ほどからお話ございましたように、酒といふものは三千万の酒税をみついでおるいわゆる特殊な企業である。この酒税の確保という観点から、入割に近い一般酒造業界が非常に減収する、これは減収は明らかであります。そういう面も勘案して、一つ現実的に即して慎重にこの問題を取り運んでいただきたい、このことを特にお願いいたします、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○田中国務大臣 先ほど申し上げておきます政府の考へ方は、あなたの御意見と全く同じ方向で進んでおるわけ

であります。方向としましては業界の団体また学識経験者の意見も十分徴しながらその結論に基づいてできるだけ早い機会に基準価格を自由価格にもつていかなければならぬといふのは、これはお互いに認め合つておるものでございませう。しかしそれは現実問題として、ただ理論的な面だけを画一的に進めていくといふことでは、今言われたように三千数百軒の中小の、特に非常に数の多い業者が乱売、売り込み等で企業に不安定になつてゐるという問題に對しましては、方向としてはそうだけれども、これらのビールやそれから二級酒に對しては特別の配慮が必要である、またそれだけでこの問題が根本的に解決いたしませんので、企業安定という面に對しては政府は立法するなり行政措置でやるなり、現行法の適用を拡大するなりして、あらゆる面から企業の安定という問題を前提に考へなければならぬといふことを私は申し上げておるわけでありませう。それだけではなく、それらの措置をとる必要性の根拠をなすものは、多年にわたつて政府の酒税確保といふことに對し協力をしてきたものでありますから、これらに對しては手厚い合理化、企業の安定化という措置とあわせて、自由化の方策を進めて参りたい、こういうことでありますので、あなたが考へてなつておることと変わらない線において、しかもおおむねの目的はできるだけ早い機会に達成をしなければならぬといふ考へでありますので、これが具体的な措置に對しては格段の配慮を行なつて参るつもりでございます。

○田中国務大臣 先ほど申し上げておきます政府の考へ方は、あなたの御意見と全く同じ方向で進んでおるわけ

た。どうか一つ政府と生産者と消費者というものが三位一体の線で誤らない施策を進めていただきたい。特にこの問題は、最近の徴候が御承知のように原料米のいわゆる希望加配制度が実施されたことと、酒税のある程度減税ができたことによつて大企業と、同じ酒屋さんで中小企業との格差が非常に大きく開いておるといふ事実をわれわれは忘れてはいけません、そういう点がありますので、先ほど佐藤委員からはそういう問題のいろいろ御心配な御質問が出ておつたやうであります。そういう点で、堀委員はどうかといふとおそらく自由経済を中心とした考へで、われわれが言いたいようなことを盛んに言つていただいたやうなわけでございます、そこに社会党といふ筋からいふといふさかどろかといふ感じが率直に言つていたわけでございますけれども、まことにそれは別の問題でして、今のやうなことを考へて、やはり業界の安定によつて生産者も助かり、消費者も助かることによつて業界の売れ行きも伸びる、そうして税金も上がる、こういう三位一体の線を忘れないやうにやつていただきたいことを特にお願いいたします。

○田中国務大臣 先ほど申し上げておきます政府の考へ方は、あなたの御意見と全く同じ方向で進んでおるわけ

びになっておりますか、御答弁を願います。

○田中國務大臣 お説の通り、これが適用範囲の拡大その他に対して各省との間に積極的な折衝を進めておりますし、実現をいたす考えでおります。

○白井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 今、堀委員から質問のありました密造酒の問題につきまして二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、宮中や伊勢神宮なりあいつた関連で特に免許を受けておるものにとのようなかがあるか、その石数はどの程度になるのか、これをお聞かせいたしたいと思ひます。

○谷川説明員 お答え申し上げます。

伊勢神宮その他神社におきまして免許を受けまして清酒をつくつております件数でございますが、大体百件前後でございます。それからまた数量につきましては後ほど資料で御説明申し上げますが、全体としてはそう大した量ではございません。一神社の免許の数量も、その神社におきましてお祭りのときに飲ませるといふ数量を基準にいたしまして制限をしておりますので、そう大した数量ではございません。全体としてもそう大した数量になっておりません。

○有馬(輝)委員 推定石数で大体どの程度ですか。

○谷川説明員 清酒全体の生産石数が五百六十万石程度でございますが、それに對しまして五十石から百石程度になっております。

○有馬(輝)委員 こういった神社あるいは宮中に対して特に免許を与えられ

ておる根拠についてお聞かせをいたしたいと思ひます。

○谷川説明員 この問題につきましては、いろいろ問題があるわけでございますが、沿革的に昔から神社におきまして市販の酒を賣ひまして、それを神様にささげるといふようなことは非常に問題があるということで、各神社におきまして自分でつくるといふことが要望されましたので、酒税法によりまして免許を与えておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 この根拠をいろいろお伺いしておると、さっきの堀委員の説と逆にどぶろく札費になりかねない点もありませんので、これ以上あれしませんが、密造酒が、先ほど議論がありましたように、国税庁の推算でも大体九十萬石、税額にして百四十萬、実際には二百五十萬石、五百萬ぐらゐのものができてゐるのではないかと見られておりますが、これは大蔵省として嗜好の点にあるのか、税金の点にあるのか、そこら辺についてどのように把握しておられるか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○谷川説明員 密造酒の問題でございますが、第一に御指摘になりました神社等に免許して酒をつくらせる、それが相当本来の目的以外に使われてゐる節もあるのではないかと、こういうことでございまして、そういうことがないようには私も免許にあたりまして製造の石数を制限をしております。さらに今後そういうことがありませんように、現在神社等に免許しておりますものについては、行政指導をいたしまして適切な措置を講じて参りたいと思ひます。

それから次に一般の密造の問題でございますが、御承知のように農村におきまして自家消費を目的とするところの密造と、それから第三国人を中心といたしまして販売を目的といたします密造、二種類ございまして、前の農村の自家消費を目的とする密造につきましては、なかなか密造の推定石数の把握がむずかしいわけでございますが、最近の調べによりますと、九十萬石ではなくて約七十九萬石程度あるのではないかと。年々若干ずつ減つて参つておるような状況でございます。この点につきましましては、私も、税収の面におきましても、これが正規の酒の消費によつて置きかえられますならば、それだけ税収確保ができるわけでございますので、そういう点からいたしまして密造の撲滅につきまして一そう努力をしなければいけないと考えております。なお、最近の調べによりますと、衛生上の問題といたしましては相当ゆゆしき問題があるということが判明しておりますので、厚生省あたりとも協力いたしまして、そういう面における啓蒙、宣伝をやるということにつきましても、今後十分研究を進めて参りたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 昨年十一月二十九日の谷川さんのところの調査によりまして、五百六十五萬農家のうち六十六萬戸くらいがこれをつくつておるのじゃないかといふような推定を出しておられるわけですが、問題は先ほど堀委員からも話がありましたように、やはり酒税の問題が一番大きな原因ではないかと存じます。お宅の調査を見ましても、また前々からの調査を見ましても、とにかく密造酒は衛生的に

悪いのだといふことは五〇数%の人たちは知つておる。にもかかわらず、推定戸数で六十萬戸以上のものが一応つくつておる。この事実について、やはりその原因がどこにあるかといふこともつかんでおられるのだから、つかんでおられるならば、ただ押えるといふだけのことはやなくて、ほんとうにそれを根絶させる、その原因をなくしていく、そういう方向にいひゆるる前向きに問題を解決すべきではないかと思ひます。これが一つ、いま一つは、一億四千萬くらいは調査費を計上しておられますが、実際の運用はどういうふうになつておりますか。

○谷川説明員 第一の問題でございますが、一番大きい密造酒をつくる側における理由といたしましては、昔から習慣としてどぶろくをつくる、こういう觀念が農村の一部におきましてはなかなか抜け切れないといふことにあらうと思ひます。この点は一朝一夕にはなかなか直りませんけれども、私も警察あるいはそのほかの関係官庁と協力いたしまして、また地元青年団その他のそういう点についての関心を持つておられる方と協力いたしまして、そういう考え方をまず直すといふことが第一に必要であらうと思ひます。

次に、今御指摘のように市販酒を買えば税金がまだ現在高いので自分のところでつくつた方が安くなる、もう一つは、農村におきましては現金を出すといふことがなかなか農家経済といたしまして苦しい、たとい酒が安くならましても金を出して買ふよりも自分のところにある米を利用して酒をつくる、こういうような國家の財政に

ついて別に考えない農家本位の考え方もあるかと思ひます。そういうふうなことにつきましては、今後十分指導をいたしまして改善の方向に持つて参りたいと思つておるのでございます。

○有馬(輝)委員 今、谷川さんの御説明の後段の方の現金支出、特に農家が現金支出を減る、またその余裕がない、こういう面では、実はわが党にもいろいろ議論の存するところでありまして、前に報奨のための酒を農家に対して出されておる。これにかわるべきものを何らかの方向で検討する余地はないかどうか、この点についてお伺ひたいと思ひます。

○谷川説明員 この問題は主税局からお答えした方がよろしいかと思ひますけれども、私もいたしましては、執行官庁といたしましては特配酒といふもの一般につきまして、できるだけそういう例外的なものをなくするといふ方向の方が執行面においては適當であらうと考えております。ことに密造酒をなくするためには理由で特配酒といふものを考へるとすれば、そのほかにも同じような立場の人がありますので、密造酒を少なくするたために農家にだけそういう安い酒をやるということについては、なかなかバランスの上で問題があらうかと思ひます。

それから先ほどの御答弁で漏れましたが、密造対策といたしまして一億数千万円計上しておりますが、これについては密造の激しい地域にできるだけ重点的に経費が使われますように配分について配慮を加えております。実際問題としては密造の取り締まりのための経費、それから密造を防止するた

めの啓蒙宣伝のための経費、あるいはまたそれに関連して機動力を発揮するための経費、そういうような経費といひまして重点的に配分するように努めております。

○村山政府委員 ただいまお尋ねの問題であります。これは実は昨年廃止しましたいわゆる特殊用途酒類の問題でございます。これは戦時中に労働力を確保するために農家とかあるいは特別の工場等に安い酒を配給した、そのなごりが残つておつたわけでございます。酒類の酒税という性質からして、廃止すべき機会を待つておつたのでございまして、昨年減税がありまして、その際思い切つて大衆酒については減税いたしましたので、従来とかく批判のありましたそれらのものを廃止した、こういういきさつになつておるわけでございます。事の起りは、戦時中に起りました。平時になつたら当然こういふものは廃止すべきものと考えて昨年の減税の機会にこれを廃止した、こういういきさつでございます。

○有馬(輝)委員 この問題については機会を見て政府の現在の農業政策にまじり立ち上つていろいろまた議論をいたしたいと思つて存じます。

次に、今の谷川さんの答弁の重点的にこの調査費を使用するということがありまふけれども、私が調べました限りにおいては、いかに重点的に使用したにしても、日当その他具体的にに見て参りますと、その額が少ないために、ただ予算を組んだだけということに終るくらいが多分にあると思うのです。それについて私は、予算それ自体としてバランスの問題をよく言われるのであれですけれども、その費目とし

ただでなくて、たとえば危険手当とか——これは私のところの鹿児島なんかでも、急變したときに大へん騒ぎになる、いろいろなことを聞かされております。命がけの仕事なんです。向こうだつて命がけだ、調査する方だつて命がけ、これは危険さまりない仕事なんです。たとへば危険手当とかなんとかいふ形でこの調査費を増額する余地が多分にあると思うのですけれども、そこら辺について御意見を聞かしていただきたいと思います。

○谷川説明員 ただいまの御質問、大へんごつともな御意見だと思つて、危険手当という新しい手当を設けるかどうかにつきましては、一般公務員全体にいたしまして、危険度につきましてそのほかいろいろ同種のものもございまして、そういうものとのバランスというところも一つの問題になつてくると思つて存じます。なお私もとしましては、ことにそういう密造取り締まりに当たる職員が非常に危険のある仕事に従事しておるという実情は十分わかつておるもので、そういう点について従来からいろいろ研究をし、関係の官庁とも折衝をして参つておるような状況でございますが、いろいろな事情でまだ実現に至つておりません。今後ともそういう方向で検討を進めていきたいと思います。

○有馬(輝)委員 政府の悪いくせで、検討と折衝といふことしか言われない。今の点について、政務次官お答えをいただきたいと思います。

○原田政府委員 今の有馬さんのお話は、密造酒の取り締まりのために非常に危険を冒してやらなければならぬ。これに對しての手当ということを考え

たらどうだ、こういうことであらうと思つて存じます。これはちよつと比較にならぬかと思つて存じます。麻薬の取り締まりといふことについて重点的に考へなければならぬといふことで政府は施策を行なつております。密造酒の取り締まりについてもこれと比較検討して、いづれが大事かといふことになりまふと、いろいろ議論があると思つて存じます。十分考慮しなければならぬと存じます。しかし前段の問題で、密造酒をなくするといふことについて、私は、私はやはり酒を安くするといふことが一番であらう、こういうことに尽きてくると思つて存じます。だからその方面に十分考慮を払つていく、今の問題についても、ことはもう間に合ひませぬけれども、十分当局とも話し合つて配慮していききたいと思つて存じます。

○有馬(輝)委員 具体的に推定五百億ぐらいが予想されるのに、一億数千万といふような調査費では、さっきの谷川さんの答弁のように、これは何もできやせぬです。この点一つ政務次官にぜひ増額について具体的な数字として、検討とか折衝ではなくて、この際努力をしていただくと強く要望をいたしておきたいと存じます。

一時までという約束でありますので、次に印紙税法の問題についてお伺いしたいと思つて存じます。

○有馬(輝)委員 今度漁業協同組合について御検討いだいたのは前進であります。漁政部長にお伺いしたいと思つて存じます。今度の預金証書に対する点については認められたわけでありまふが、日ごろから冷嘲むざむざ大蔵省が漁協整備基金証書あるいは水産業協同組合の共済証書等についてなぜ認めなかつたか、その折衝の経緯についてお伺いしたいと思つて存じます。

○和田説明員 ただいま御指摘がございましたように、今回は昨年の暮れでございました。印紙税法の改正の機会に、今度の改正案に盛り込んでおりますように、すでに免税になつておりました農協とのバランスということがあつて、三千円以下の預金証書の利子税を免税にするといふことが一つ、そのほかに水産業の共済基金で発行しております共済証書、そういうようなものについて折衝をいたしたわけでございます。大蔵省としては、今回は全体としての税金のアンバランスを是正するといふことに主眼を置いて考へるという趣旨でございますので、一応……

○有馬(輝)委員 村山さんが冷嘲むざむざといわれて怒つてしまつておられるけれども、共済証書の問題とか、整備基金の証書の問題等についてはバランスの問題もあるかもしれまふ。しかし既往のことに対するバランスといふことで延び延びになつておる。バランス上から考へれば、これは預金証書についても農協協同組合のものと一緒にやらなければならなかつたはずなんです。だからバランスといふことをやはり前向きに考へていく。それでこういつた改正の機会には、将来を予測して一つの問題を前進させておくといふことが必要だと思つて存じますけれども、バランス、バランスといふことでいつも切られる、ここに問題があると思つて存じますけれども、主税局長どうですか。

○村山政府委員 ただいまお話しの方は水産業協同組合共済会、この共済証書のお話ではないかと思つて存じます。

○有馬(輝)委員 あと二分しかありませんのでなんですが、僕は農協協同組合の問題を取り上げたときに、大蔵省だけではなくして僕らも勉強の点がある。そういうことを二度と繰り返さないように、せつかくそのつどやられるならば、性格の違いというふうなことを解決することが前向きだと思つて存じます。ぜひこれは今回の機会には問

に合いませんでしたけれども、農林省とよく折衝されて、筋論ばかりでいっておつたのではこれは前向きにならぬですよ。やはり一つの同じスタンドの上に乗つていくという方向でぜひ次の機会には御検討をいただくように要望いたします。私の質問は終わりたいと思います。

○日井委員 武藤山治君。

○武藤委員 今日これから法案を採決するようですから、採決をされる前に一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

今回の印紙税法の改正で減収額は幾らぐらいになりますか。

○村山政府委員 三十万程度と見ておられます。

○武藤委員 今回の予算書を見ますと、印紙収入が五十九億一千四百万円減収になるわけですが、昨年と比較して減収になるおもしろい理由はどういうところにあるのか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村山政府委員 今度の三十万を特に見ていくわけではございません。大体印紙税の消長は経済状況に左右されます。印紙収入のうち約三分の二は登録税、三分の一が印紙税から成つております。というのはいづれも経済活動によつて大きく左右されるものでござい

ます。来年度の経済の活動状況は、この前にあるいは申し上げたかもしれませんが、前年に比べればやや落ち込みである、こういうところを見込んでおるのが一つと、それから最近の実績を見ますと、昨年は手形に対する印紙税の減税を実施したわけでございますが、これの減収見込額がやや過小で

あつたように思ふので、その二点を考慮いたしまして今回のような減収を見込んだわけでございます。

○武藤委員 たゞは設備投資が縮小されるとか、あるいは工場拡張が勢として大へん落ちるから五十九億の減収というのを見込んだ、大体こういう説明のようでありまして、どういふ積算の基礎で五十九億の減収になるのですか。できたらちよつと数字で御説明願ひたい。

○村山政府委員 言い忘れておりました、一番大きなのは、商法改正があつて、たしか社債発行が登記事項でなくなつたために、それに対する登録税の減収がございまして、その点が一番大きな減収だと思つております。あとは経済条件がだいたい落ちておるといふことでございます。

○武藤委員 社債発行が登記事項でなくなつたために、その減収は幾らになりますか。

○村山政府委員 詳細なやつはあとで申し上げますが、十五億程度あつたと思つております。

○武藤委員 それから、今回の処置はバランスというのを考えた上で農協との振り合いから考えた、こういう答弁が先ほど係の方からあつたわけですが、この印紙税法の免税措置を項目別に見ますと、バランスという点ではいろいろ問題があるような気がするのです。そこで一つお尋ねしたいのは、中小企業金融公庫、あるいは住宅金融公庫、国民金融公庫などは証券、帳簿等で印紙税は取らぬ、こういうことになつておられます。商工中金はなぜこの中に考えなかつたのですか。それはおそらく政府出資金が少なからず

か、半官半民だからという説明をすると思ふのですが、そうなりますと、たとえば農業協同組合中央会とか、そういう政府機関以外のものがこの第五条に該当しておるわけですね。商工中金が入つていないといふことはどういふことか、一つお尋ねをしたいと思ひます。

○村山政府委員 印紙税は、御案内の通りに財産権の創設、変更、消滅、それといったものを中心にするわけでございます。従ひまして、農業協同組合中央会のごときもその他各種団体で、経済団体でなくて、いわば業界の統制団体であつて、しかもそれがそれぞれ基礎法のもとに業界の指導あるいは調整をやる、こういうものについては、その非経済性にかんがみまして、原則として全部非課税にしてござい

ます。これは印紙税といふものの性質からくる問題でございます。これに反しまして、なるほど業界の相互扶助の機関ではあるけれども、本来それが経済事業を営むことによつて相互扶助をやつておるといふようなものにつきましては、そこはちよつと角度が違つておりました。政府ないし政府にかわるものとしてやる場合には印紙税を取る意味がありません。こういう意味で非課税にしておるわけでございます。従ひまして、商工組合中央金庫、あるいは農林中金のようなものでござい

ます。なるほど政府出資もございすけれども、これは国が助成するといふ意味でやつておるわけでございます。原則といたしましては、やはり業界の相互扶助のための金融機関である、こういう性質のものでござい

ます。従ひまして、印紙税をその意味で非課税にする理由はない、こういうところで線を切つておるわけでございます。

○武藤委員 たゞいまの局長の答弁そのまゝをかりに了解したという立場に立つて考えた際に、それでは信用金庫はなぜ五条の中に入れるのですか。

○村山政府委員 信用金庫につきましては、その発する証券、帳簿を非課税にしては、その発する証券、帳簿を非課税にしているわけではございません。それにつきましては、その預金通帳その他元本三千円未満のものを非課税にいたします。こういうことでございます。

これは信用金庫の性質から出てきておるわけではございませんので、そこに預金をしておられますもの、これの零細性とその手数の両方を考えておるわけでございます。従ひまして大体預金業務につきましては、記載金高のな

いものあるいは元本三千円未満、こういうところを中心にしたしまして非課税のラインをきめておる、こういう性質のものでござい

ます。○武藤委員 それは局長ちよつと違つたものではございませんか。そういう点もここに確かに規定はござい

ます。たとえは五条の九ノ三に三千円未満の非課税はありますが、それ以外に信用金庫の場合には六ノ六ノ二の中に信託と信用金庫又は信用金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又は積金証券とあるように、これは一応非課税になつておるわけですね。私はこういう点から考へるなら、商工中金の場合も、そういうものとのバランスの上から考へるならば当然非課税にしていいのではないかと、そう思ふわけ

です。そういう点でバランスの点から言つて、どうもまだ全体を十分検討していいのではないかと、こういう感じを持

つのですが、その点いかがでしようか。

○村山政府委員 おっしゃる点は確かにしもつとも点もござい

ます。というのは、預金につきましては預金者の側からいつておるわけ

です。そのうちの出資証券分につきましては、これは国が少なくとも助成する、設立助成という意味で、基礎法のあるものについては少なくとも出資証券の非課税という理屈は成り立つといふふうに考へておるわけであり

ます。その意味で申しますと、今の農林中金、商工中金につきましても、出資証券の非課税というものは将来これを改正する際に検討すべき事項ではなからうか。預金につきましては、御案内のやうに元本三千円未満といううなもの

はございせんので、これは必要ないと思ひますが、ただこの印紙税法は御案内の通り明治六年の受取証文印紙貼用心得方規則というところから発足いたしまして、明治三十二年に現在の印紙税法になり、それ以来徐々に改定を加へておる、こういう体系のものでござい

ます。いづれ機会を見まして全面的に見直す必要があると思ひますが、その際には今先生のおっしゃつたやうな点は十分考慮してバランスをとつて参りたい、かように考へております。

○武藤委員 約束の時間が十分でありますから、いよいよあと二十秒ぐらいで到来しますが、一応約束は守ります。

ただいま主税局長も率直に、商工中金、農林中金などの証券あるいは出資証券、そういうものに対する免稅点は今後考へる、しかも明治時代からの古

第一類第五号 大蔵委員会録第十号 昭和三十三年二月二十一日

三七

い法律だからいろいろバランスの点で不備があるということをも認めてくれましたので、十分一つ今後の改正の努力に期待して質問を終わりたいと思います。

○白井委員長 ただいま議題となっております三案中、酒税法の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○白井委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

四案を一括して採決いたします。お諮りいたします。両案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○白井委員長 参考人出席要求の件についてお諮りいたします。金融に関する件について、来たる二十八日山際日本銀行総裁に参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は来たる二十六日午前十時より理事会、十時三十分より本委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）に関する報告書
印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第七号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二五 四 「前項の場合におは一

五行行頭二字目となり、一五行以下がこれにつづくはすの誤り。

三三 終り 二 で新法 で、新法

三三 終り 三 これを、これを

三三 終り 四 未 定めた 定める

三三 終り 三 行頭一字上げるべきの誤り

三三 終り 四 行頭一字上げるべきの誤り